



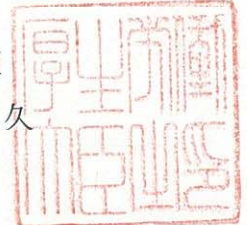
厚生労働省発基安 1006 第 1 号
平成 28 年 10 月 6 日

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 有賀 徹 殿

厚生労働大臣

塩崎 恭久



独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の平成 27 事業年度における業務の実績に関する評価結果並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所の第二期中期目標期間における業務の実績に関する評価結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の平成 27 事業年度における業務の実績に関する評価結果並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所の第二期中期目標の期間における業務の実績に関する評価結果について、別添のとおり通知する。

※独立行政法人労働者健康安全機構注記

独立行政法人労働者健康福祉機構に関する評価結果については、労働者健康安全機構ホームページの「公開資料：評価及び監査に関する情報」を御参照ください。

1. 評価対象に関する事項			
法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		
評価対象中期目標期間	年度評価	平成27年度（第2期）	
	中期目標期間	平成23～27年度	

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	労働基準局安全衛生部	担当課、責任者	計画課長 富田 望
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 玉川 淳
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項			

4. その他評価に関する重要事項			

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		A	A	A	A	B
評定に至った理由	項目別評定は、研究所の本来業務である研究に係る業務の質の向上に関する事項3項目においてAとしたが、その他の12項目についてはBであり、また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づきBとした。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>①平成26年11月に過労死等防止対策推進法が施行されると同時に、過労死等調査研究センターを設置し、平成27年度には過労死の実態解明と防止対策に関する研究を開始したこと、②労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定に反映された研究成果が目標の2倍近くに達したこと、③労働災害の原因調査を迅速かつ適切に実施したこと、また④統合効果を最大限に発揮するための研究として平成27年度に重点研究5分野を定めるとともに、法人統合前より研究を開始したことは高く評価できる。</p> <p>特に業務運営上の問題は検出されておらず、全体として、順調な組織運営が行われたと評価する。</p> <p>なお、本年度の評価結果については、「平成26年度における独立行政法人の業務の実績及び平成26年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果」(平成27年11月17日付独立行政法人評価制度委員会)の意見及び独立行政法人評価に関する有識者会議での意見を踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」に則り評価を実施した。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	なし。
その他改善事項	なし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	なし。

4. その他事項	
監事等からの意見	<p>理事長を中心として、法令等を順守しながら、研究所のミッションを効率的かつ効果的に果たしており、業務執行は適切に行われている。</p> <p>労福機構との統合後は組織の一部門と位置付けられたが、安衛研の長所は維持しつつ、統合のシナジー効果が具現化されるべく更なる研究の質の向上と成果の普及に努めていたと期待している。</p>
その他特記事項	なし。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映	A	A	A	B	B	1-1	P4
労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施	A	A	A	A ○	A ○	1-2	P8
研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	B	B	1-3	P13
成果の積極的な普及・活用						1-4	
労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献	A	A	S	A	A	1-4-1	P17
学会発表等の促進	A	A	A	A	B	1-4-2	P20
インターネット等による調査及び研究成果情報の発信	S	S	S	A	B	1-4-3	P22
講演会等の開催	A	A	B	B	B	1-4-4	P26
知的財産の活用促進	B	A	A	B	B	1-4-5	P29
労働災害の原因の調査等の実施	A	S	S	A	A	1-5	P31
国内外の労働安全衛生関係機関との協力の推進						1-6	
労働安全衛生分野の研究の振興	A	A	A	A	B	1-6-1	P34
労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献	A	A	A	B	B	1-6-2	P38
研究協力の促進	A	A	S	A	B	1-6-3	P41

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す
難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
機動的かつ効率的な業務運営及びそれに伴う経費削減	A	A	A	B	B	2	P44
III. 財務内容の改善に関する事項							
運営費交付金以外の収入の拡大及び経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	B	B	3	P56
IV. その他業務運営に関する重要事項							
人事、施設及び設備に関する事項及び公正で適切な業務運営に向けた取組	A	A	A	B	B	4	P61

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法（以下「法」という。）第3条（機構の目的）、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
プロジェクト研究新規課題数	—	3.6 課題	5 課題	4 課題	3 課題	2 課題	0 課題
国内学会への参加人数	—	231 人	277 人	267 人	270 人	273 人	250 人
国外学会への参加人数	—	58 人	31 人	40 人	48 人	59 人	41 人
学会参加人数（国内外合計）	—	289 人	308 人	307 人	318 人	332 人	291 人
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	B
	<p>第1 (省略)</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズ、実態の把握</p> <p>労働現場における負傷、疾病等の労働災害の防止に必要な科学的ニーズや実態に対応した研究、技術支援等をより積極的に実施するため、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等との間で情報交換を行う、研究所の業務に関する要望、意見等を傾聴する等にとどまらず、研究員自らがより積極的に実際の労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や問題点、職場環境を見聞し、さらには、労災の臨床例、業務上疾病例等も活用するなどにより、労働現場のニーズや実態を的確に把握すること。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働安全衛生分野における我が国の中核的研究機関として社会から要請されている公共性の高い業務を適切に実施するため、労働現場のニーズを的確に把握し、業務へ積極的に反映させることを目的として、業界団体や第一線の産業安全、労働衛生に携わる関係者等から意見や要望等を聞くとともに、研究員自らがより積極的に労働現場に赴き、現場の抱える喫緊の課題や職場環境の把握に努める。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 研究所が主催する講演会や業界団体の研究所視察等の機会を活用し、また、研究員自らが労働現場に赴くよう努めることにより、調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握する。</p> <p>労働災害又は職業性疾病の発生を端緒とする調査研究や労働現場における調査を伴う研究の企画・立案を積極的に進める。</p> <p>研究課題の評価においては、労働現場のニーズを踏まえたものになっているかどうか等を重点的に審査する。</p>	<p><主な量的指標></p> <p>プロジェクト研究課題数、国内外学会への参加人数</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生に関するニーズの把握のため業界団体、行政等の実務担当者、有識者、一般国民等との会合、情報交換会等を行っているか。 また、研究員自ら労働現場に赴き、現場の抱える課題や職場環境を把握しているか。 当該会合等で把握したニーズを調査研究業務に反映させているか。 また、労災の臨床例や業務上疾病例等を入手し活用しているか。 労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に参加し、将来生じうる労働現場のニーズ 	<p><主要な業務実績></p> <p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置</p> <p>1 労働現場のニーズの把握と業務への積極的な反映</p> <p>ア 労働現場のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究所主催による「安全衛生技術講演会」や企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体が開催する講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問などあらゆる機会を利用して調査研究に係る労働現場のニーズや関係者の意見を把握した。なお、研究員が自ら情報収集等のために赴いた現場数は 211 であった。 平成 27 年度は、労働現場で把握した実態を基に政府からの受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を開始した。 また、災害調査事案（塩素系有機溶剤ばく露と胆管がん、ベリリウムばく露と健康障害）を反映して、平成 27 年度にも「校正印刷過程で使用される洗浄剤含有物質による生体影響と活性代謝物の解明」と「ベリリウム化合物粒子のばく露による毒性に関する研究」を進めた。 さらに、労働現場における調査を伴う研究として、引き続き、「労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及」を実施するとともに、「建設業における職業コホートの設定と労働者の健康障害に関する追跡調査研究」を実施した。 研究課題の内部、外部評価に当たって、労働現場のニーズを踏まえたものになっているか 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係業界団体、安全衛生関係団体、厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。 研究員自ら情報収集等のために赴いた現場数は、211 現場に上るなど、積極的な情報収集に努めた。 内部・外部評価委員会において、業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえた研究となっているかの観点からの評価を実施し、労働者健康安全機構との統合後のプロジェクト研究課題の策定に反映させた。 多数の役職員が労働安全衛生分野に関連した国内外の学会等に積極的に参加し、労働現場のニーズの把握に努めた。 <p>以上のように、研究所主催の講演会、企業、団体等による研究所見学、業界・事業者団体等の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、個別事業場訪問、行政との連絡会議などあらゆる機会を利用して労働現場のニーズや関係者の意見を積極的に把握した。</p> <p>これらを踏まえ、B と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究所主催の講演会の開催、企業や団体等が参加できる研究所見学会を実施するほか、業界・事業者団体主催の講演会、シンポジウム及び研究会への参加、研究員自らが211 の労働現場に赴き情報収集を行うなど、あらゆる機会を利用し、調査研究に対する労働現場のニーズや関係者の意見の積極的な把握に努めていると評価できる。 また、厚生労働省の実務者と研究員との間での日常的に行う意見や情報の交換、厚生労働省の実務者と研究員との間での行政施策展開に必要な調査研究テーマの検討のための会議の実施を通じて、安全衛生上の課題を把握し、さらに、法令等の改廃に必要な調査研究 11テーマを実施している。 さらに、平成28年度から労災病院と連携して実施される重点研究5分野（過労死等、アスベスト、メンタルヘルス、せき損、産業中毒）について、関係労災病院から講演者を招いて研究動向等の情報交換を行うほか、産業医科大学との研究交流会の実施、多数の役職員が国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めるとともに、業界団体等との間での労働安全衛生に関する調査研究等を積極的に行い、意見・交換を行っている。 <p>以上を踏まえ、中期目標において所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>この指標に関しては、数値目標は1つも立てられていないが、数値的な結果を出せるものもあるかと考える。次年度の年度計画の中では、そのよ</p>	

	<p>イ 行政施策の実施に必要な調査研究の内容について行政との連絡会議等で把握し、調査研究業務に反映させる。また、関係機関から労災の臨床例や業務上疾病例等を積極的に入手し、その活用に務める。</p> <p>ウ 産業安全・労働衛生分野に関連した国内外の学会、会議等に積極的に参加し、最新の研究動向や将来生じうる労働現場のニーズの把握に努める。</p>	<p>イ 厚生労働省安全衛生部との間で連絡会議を開催し、行政施策の実施のために必要となる調査研究のテーマ等について意見・情報交換を行う。</p> <p> 労災病院等の関係機関から提供された労働災害事例や業務上疾病事例の調査研究への活用及び連携を図る。</p> <p>ウ 国内外の学会、会議等へ積極的に参加するとともに、業界団体や企業内の安全衛生スタッフ等の実務者、客員研究員等との交流会等を開催し、労働現場のニーズや最新の研究動向等について意見・情報交換を行う。</p> <p> 産業医科大学との研究交流会を開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。</p>	<p>を把握しているか。</p>	<p>についても重点的に審査した。</p> <p>イ 行政との連絡会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省安全衛生部の実務者と研究所研究員との間で日常的に意見・情報交換を行い、安全衛生行政上の課題把握に努めた。また、12月に厚生労働省の実務者と研究所研究員との間で会議を開催し、行政施策の展開の実施に必要な調査研究テーマについて検討を行った。 ・岡山労災病院と共同で石綿関連疾患の迅速診断を目的とした基盤的研究「透過電子顕微鏡による迅速な石綿繊維計測法の開発」を平成 26年 11月に開始し、引き続き実施した。 ・行政からの要請を受けて、法令、構造規格、通達等の改廃に必要な基礎資料を提供することを目的として、11 課題の調査研究を実施した。 <p>ウ 国内外の学会、会議等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生に関連した国内外の学会、会議等に研究員が積極的に参加し、将来生じうる労働現場のニーズの把握に努めた。 ・平成 28年 2月に客員研究員・フェロー研究員交流会を開催し、研究所の現状を報告するとともに、平成 28年度から開始される重点研究 5 課題のうち、過労死等、メンタルヘルス、アスベスト、産業中毒の 4 種類について岡山労災病院及び東京労災病院などから講演者を招いて研究動向等について情報交換を行った。 ・産業医科大学との研究交流会を平成 27年 11月に産業医科大学で開催し、施設見学会、研究発表会、討論、意見交換を行った。 ・日本機械工業連合会、日本電機制御機器工業会、建設業労働災害防止協会、日本建設業連合会、仮設工業会、日本トンネル技術協会、住宅生産団体連合会、全国低層住宅労務安全協議会、日本水道施設協会、日本スーパーマーケット協会、日本パレット協会、日本溶接協会、日本保安用品協会、中央労働災害防止協会、日本作業環境測定協会、労働者健康福祉機構をはじめ 		<p>うなものを数値目標として設定いただければ、実績についてしっかりとした評価ができると考える。</p> <p><その他事項></p>
--	--	--	------------------	--	--	---

					めとする業界団体等との間で、労働安全衛生に関する調査研究について、意見・情報交換を行った。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」：近年、我が国において過労死等が多発し、大きな社会問題となっていること等から議員立法による「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）が平成26年6月に成立した。本法において、過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすこと等により行われなければならないとされた。同対策で、国は過労死等に関する実態の調査、過労死等の効果的な防止に関する研究等の調査研究等を行うものとされ、過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究等を行う労働安全衛生総合研究所が主要な役割を担うこととされているため。また、東日本大震災の災害復旧工事を対象とした調査研究では、労働安全衛生総合研究所が重要な役割を担うことが期待されているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報				② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
プロジェクト研究課題数（計画）	—		13 課題	13 課題	12 課題	11 課題	8 課題	予算額（千円）	—	—	—	—	—
同上（実績）	—	11.6 課題	13 課題	13 課題	12 課題	11 課題	8 課題	決算額（千円）	—	—	—	—	—
同上（達成度）	—		100%	100%	100%	100%	100%	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
基盤的研究課題数（計画）			36 課題	34 課題	33 課題	40 課題	44 課題	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
同上（実績）		65 課題	37 課題	41 課題	37 課題	48 課題	49 課題	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
同上（達成度）			102.8%	120.6%	112.1%	120.0%	111.4%	従事人員数（人）	—	—	—	—	—
行政要請研究課題数		13 課題	10 課題	7 課題	8 課題	9 課題	11 課題						
論文・学会発表数あたりプロジェクト研究費		137 万円	52 万円	61 万円	65 万円	60 万円	70 万円						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費は共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	評価
	<p>2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</p> <p>上記 1 により把握した現場のニーズや実態及び行政課題を踏まえて、研究課題・テーマの選定への反映を的確に行うとともに、研究所の社会的使命を果たすため、次に掲げる研究の業務を確実に実施すること。</p> <p>研究業務の実施に当たっては、労働現場のニーズや実態、社会的・経済的意義等の観点から基盤的研究課題を精査した上で必要性の高いものに限定し、プロジェクト研究により一層重点化を図ること。その際には、基盤的研究の位置付けについて、将来に向けての創造的、萌芽的研究としての戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者を活用するなどにより業務内容を厳選すること。</p> <p>また、より効果</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び厚生労働省の政策課題を踏まえた重点的な研究の実施</p> <p>上記 1 により把握した現場のニーズや行政課題、さらには労働安全衛生重点研究推進協議会が取りまとめた労働安全衛生研究戦略(平成 22 年 10 月)等を踏まえつつ、以下の調査研究を実施する。</p> <p>なお、研究業務の実施に当たっては、基盤的研究の戦略的なバランスを検討した上で、外部有識者の意見等も参考にして、将来の研究ニーズに向けたチャレンジ性やプロジェクト研究への発展性等を重視して厳選することにより、プロジェクト研究への一層の重点化を図る。</p> <p>また、下記 3 に示</p>	<p>2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究の実施</p> <p>労働現場のニーズ等に沿った以下の調査研究業務を実施する。</p> <p>また、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施する。</p>	<p><主な量的指標> 研究課題数</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・行政ニーズ及び社会的ニーズを明確にした上で、適切な対応を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 2 労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究業務の実施</p> <p>・業界団体や行政等からの調査研究要望を踏まえて、プロジェクト研究課題等の研究計画に反映させて次のとおり調査研究を実施した。</p> <p>・過労死等防止対策推進法(平成 26 年 6 月 27 日公布、同年 11 月 1 日施行)の制定を踏まえ、平成 26 年 11 月 1 日に設置した過労死等調査研究センターにおいて、平成 27 年度から政府からの受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」に取り組んだ。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>・行政ニーズや社会的ニーズが明確になった研究に積極的に取り組んだ。</p> <p>・行政ニーズを踏まえ、過労死等調査研究センターを設置し、平成 27 年度から政府からの受託研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」に取り組んだ。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年に成立した過労死等防止対策推進法を踏まえ、同 11 月に研究所内に設置した過労死等調査研究センターにおいて、平成 27 年度より、厚生労働省からの受託研究「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全研究」を新たに開始している。同研究には、専任研究員 3 名、併任研究員 11 名を配置し、平成 22 年 1 月～平成 27 年の労災認定事案の調査復命書約 3,500 件をデータベース化し、それをクロス的に抽出・統計を可能にするとともに、データベースを基に疫学研究(労働者の長期間の追跡調査)及び実験研究(長時間労働と循環器負担のメカニズム)につなげている。また、自殺予防対策センター等の研究機関との共同・連携も図っており、本研究での行政側への寄与に対しては、高く評価できる。 プロジェクト研究については、労働現場のニーズ及び行政ニーズに基づき、年度計画どおり 8 課題を設定し、研究費・人員を重点的に投入するとともに、内部・外部の研究評価を通じ、的確な目標設定や次年度の研究計画への反映を行うことにより、研究成果を上げている。 特に、論文・学会発表数あたりのプロジェクト研究費については、70 万円と基準値(前中期期間中の平均 137 万円)に対し、49%の削減を図っており(効率化:182%)、限られた予算の中で、論文・学会発表に繋がる研究を効率的に実施していると高く評価できる。 また、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための基盤研究については、年度計画(44 課題)の 114%の 49 課題に取り組むとともに、労働災害の発生動向や現場ニーズを踏まえて、プロジェクト研究への発展を視野に入れたテーマを実施するなど、その成果をプロジェクト研究へとつなげられる 	

<p>的・効率的な調査研究を実施する観点から、他の研究機関等の行う研究との重複の排除を行うとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努めること。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>次に示す研究の方向に沿って、プロジェクト研究(研究の方向及び明確な到達目標を定めて、重点的に研究資金及び研究要員を配する研究をいう。)を実施すること。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施すること。</p>	<p>す内部及び外部の研究評価の実施等を通じて、他の研究機関等の行う研究との重複を排除するとともに、産業安全分野、労働衛生分野それぞれの知見を活かした総合的かつ学際的な研究を積極的に実施するよう努める。</p> <p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期目標において示された研究の方向性や現下の災害発生状況等を踏まえ、次に示すプロジェクト研究を順次実施するとともに、研究成果や社会的要請の変化等を踏まえ、これに対応するためのプロジェクト研究を適宜立案し、又は実施中のプロジェクト研究を見直し、下記3に示す評価を受けて当該研究を機動的に実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究の立案、実施に当たっては、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数</p>	<p>(1) プロジェクト研究</p> <p>中期計画に示したプロジェクト研究課題のうち8課題(別紙1)を、研究目的、実施事項、到達目標等を記載した研究計画書にしたがって実施する。この際、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を含む到達目標を定める。</p>	<p>・プロジェクト研究について、研究の方向及び明確な到達目標が定められているか。</p> <p>・プロジェクト研究について、重点的に研究資金及び研究要員を投入しているか。</p> <p>・各研究課題について適切な研究計画が作成され、実施されているか。</p> <p>・プロジェクト研究の立案、実施に当たって、可能な限り、将来の労働災害の減少度合い等の数値目標を定めているか。</p>	<p>(1) プロジェクト研究</p> <p>・独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期計画(以下「中期計画」という。)及び平成27年度計画に基づいて、別添1のプロジェクト研究8課題を実施した。</p>	<p>・プロジェクト研究等については、研究計画書を作成する段階において研究グループ内で研究の方向及び到達目標を検討・設定するとともに、内部・外部評価による事前評価結果に基づき必要な見直しを加え、的確な目標等を設定した上で研究を実施した。</p> <p>・研究費総額に占めるプロジェクト研究等の研究費が占める割合は70%であり、これらの研究に85人の研究員を投入した。</p> <p>・プロジェクト研究、基盤的研究とともに、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況を内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。</p>	<p>ように取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、行政要請研究については、11件実施し、うち3件について報告書を提出している。特にプロジェクト研究「電気エネルギーにおける工場爆発・火災の防止に関する研究」、基盤的研究「斜面崩壊による労働災害の防止対策に係る実態把握及びハード対策に関する研究」等が行政の規則改正に活用されるなど、産業現場における労働災害リスクに的確に対応した成果を上げていることは、質的に高く評価できる。 ・平成28年4月の研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構との統合にあたり、労働災害防止分野での喫緊の課題について、重点研究5分野(過労死等、アスベスト、メンタルヘルス、せき損、産業中毒)を新法人の中期計画に盛り込むとともに、統合前より、労災病院等との連携によって実施する研究内容及び成果について検討した上で、アスベスト分野の研究を開始していることについては、評価できる。 <p>本項目の指標については、達成目標は定めていないが、指標の実績値は、達成度120%を満たしていない。しかしながら、中期目標に定められていない過労死防止対策に係る研究及び法人統合に伴う重点研究5分野での研究において、人員や業務量を集中的に投入し、質的に優れた研究を実施していることから、総合的に勘案すればA評価が妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) 過労死等調査研究センターを立ち上げていること、過労死等防止法が中期目標の途中で出されたときに、迅速に対応されているというところは大きく評価できる。</p>
--	--	---	--	---	---	---

<p>ア 産業社会の変化により生じる労働安全衛生の課題に関する研究 (内容略)</p> <p>イ 産業現場における危険・有害性に関する研究 (内容略)</p> <p>ウ 職場のリスク評価とリスク管理に関する研究 (内容略)</p>	<p>値目標を含む到達目標を定める。 (研究課題略)</p>		<p>・効率的な研究への取り組みがなされているか。</p>			
<p>(2) 基盤的研究 将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるため、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究を戦略的に実施すること。</p>	<p>(2) 基盤的研究 科学技術の進歩、労働環境の変化、労働災害の発生状況等の動向等を踏まえ、また、労働安全衛生研究戦略で示された優先22研究課題を参考として、中長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p>	<p>(2) 基盤的研究 研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究、将来のプロジェクト研究等の基盤となる萌芽的研究等44課題(別紙2)を実施する。</p>	<p>・基盤的研究は、行政ニーズ及び社会的ニーズに対応できるよう、研究所の研究基盤を充実させるための基礎的研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究として実施されているか。</p>	<p>基盤的研究 ・年度途中から開始した課題を含め、49課題の基盤的研究を実施した。このうち13課題については、大学、民間企業等外部機関との共同研究として実施した。 ・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。</p> <p><添付資料1 プロジェクト研究、基盤的研究課題リスト></p>	<p>・基盤的研究についても、プロジェクト研究と同様、研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切な実施を図った。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を内部評価会議で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。</p>	<p>・平成27年度は、11件の行政要請研究を実施し、3件について報告書を提出した。</p>
<p>(3) 行政要請研究 厚生労働省からの</p>	<p>(3) 行政要請研究 厚生労働省から</p>	<p>(3) 行政要請研究 厚生労働省から</p>	<p>・行政要請研究について、迅速かつ的確に実施し、適</p>	<p>(3) 行政要請研究 ・行政からの要請を受けて、「IEC-Exの枠組みを活用した防爆機器の型式検定」をはじめ11課</p>	<p>・平成27年度は、11件の行政要請研究を実施し、3件について報告書を提出した。</p>	

<p>要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を実施すること。</p>	<p>の要請等に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、適宜、報告書等を提出する。</p>	<p>の要請に基づく調査研究を迅速かつ的確に実施し、第12次労働災害防止計画を踏まえて、行政施策の科学的根拠となる報告書等を適宜提出する。</p>	<p>宜、報告書等を提出しているか。</p>	<p>題についての調査研究を実施し、3件について報告書を提出した。</p>	<p>以上のように、労働現場のニーズ及び行政ニーズに沿った調査及び研究を実施している。</p> <p>特に、平成26年11月1日施行された過労死等防止対策防止法における重要な柱である調査研究業務を担うこととなり、政府からの受諾研究として平成27年度から「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」を開始した。</p> <p>これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>	
---	--	---	------------------------	---------------------------------------	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	研究評価の実施及び評価結果の公表		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報					② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標	達成目標	基準値（前中期 標期間平均値 等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
総合業績優秀研究員表彰者数	—	原則2名	2名	2名	4名	2名	3名	予算額（千円）	—	—	—	—	—
研究業績優秀研究員表彰者数	—	原則2名	2名	2名	2名	4名	3名	決算額（千円）	—	—	—	—	—
若手総合業績優秀研究員表彰者数	—	原則2名	2名	2名	2名	3名	2名	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
外部研究評価	外部評価の結果等の公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。	外部評価の結果等の公表については、当該評価結果の報告を受けた日から3ヶ月以内に行う。	○	○	○	○	○	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）に基づき、研究課題について第三者による評価を実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。研究成果の評価にあたっては、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等についても、研究の内容に応じて具体的な数値で目標を示すなどし、その達成度を厳格に評価すること。</p> <p>なお、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で厳格に評価すること。</p>	<p>3 研究評価の実施及び評価結果の公表</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 20 年 10 月 31 日内閣総理大臣決定）等に基づき、次に示す研究評価を実施する。</p> <p>なお、プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等いわゆる研究成果のアウトカムについて、追跡調査による評価を新たに実施する。</p> <p>また、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上で評価する。</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題について、研究課題の場合中は中間評価)</p>	<p>3 研究評価の実施</p> <p>「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定）に基づき改正された「研究評価規程」により厳正に実施する。</p> <p>なお、評価に当たっては、他の研究機関等の行う研究との重複の排除に留意するとともに、他の法人、大学等との共同研究については、研究所の貢献度を明確にした上でこれを実施することとする。</p> <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <p>研究業務を適切に推進するため、原則として、すべての研究課題を対象として評価を行う。評価結果につ</p>	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部評価の結果及びその研究への反映に関する公表を受けた日から 3 ヶ月以内に行う。 <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> プロジェクト研究を対象として、労働安全衛生関係法令や各種基準への反映、労働災害減少への貢献等について追跡調査による評価を実施しているか。 共同研究について、研究所の貢献度を明確にした上で、評価しているか。 <p>・研究業務を適切に推進するために、すべての研究課題について、内部評価を行い、その結果を研究管理に反映させているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>3 研究評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成 24 年 12 月 6 日内閣総理大臣決定）に基づき改正された内部評価規程及び外部評価規程により厳正に評価を実施した。 研究評価は、他の研究機関等の行う研究との重複の排除及び大学等との共同研究における研究所の貢献度を研究計画作成時に明確にさせた上で実施した。 <p>(1) 内部研究評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度計画に基づき、すべての研究課題を対象として年 3 回の内部評価を行った。 研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部評価規程に基づき、次の研究について、追跡評価を実施した。 ＊プロジェクト研究 「災害復旧工事における労働災害の防止に関する総合的研究」（21.4～24.3） 「メンタルヘルス対策のための健康職場モデルに関する研究」（21.4～24.3） 「蓄積性化学物質のばく露による健康影響に関する研究」（21.4～24.3） 「健康障害が懸念される化学物質の毒性評価に関する研究」（21.4～24.3） <p>内部評価において、研究計画作成時に、研究の重複の排除に留意した上で共同研究における研究所の貢献度を明確に、さらに貢献度実績を踏まえ研究評価を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> すべての研究課題を対象に内部評価を実施、研究課題の採否、研究計画の修正、研究予算の配分等に反映させた。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 内部研究評価及び労働安全衛生分野の専門家等から構成される第三者委員会による外部評価が適切に実施され、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を当該評価結果を受けた日から 3 か月以内に目標どおり公表している。 また、内部評価規程に基づき、4 件のプロジェクト研究について、安衛法令等への反映や労働災害減少への貢献度等に係る追跡評価を実施していることも評価ができる。 さらに、研究計画作成時に重複研究を排除していることや共同研究における研究所の貢献度を明確にし、貢献度実績を踏まえて研究評価を実施していること、内部評価・外部評価において評価結果を踏まえて研究計画等の見直しを行っていることについては評価できる。 <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>

		<p>を実施し、評価結果を研究管理・業務運営へ反映させる。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施 ア 研究業務を適切に推進するため、プロジェクト研究について、研究課題の意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する外部の第三者による評価(事前・事後評価及び必要な</p>	<p>いては、研究計画等の修正、研究予算の査定等の研究管理に反映させる。</p> <p>研究員を対象に、年度末に個人業績評価を実施する。評価に当たっては、客観性及び公正性の確保に努めるとともに、評価結果は、昇給・昇格等の人事管理等に適切に反映させる。</p> <p>なお、引き続き追跡評価を試行的に実施するとともに、平成23年度から実施してきた追跡評価の結果を踏まえ、平成27年度以降の追跡評価のあり方を検討する。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 労働安全衛生分野の専門家及び労使関係者等から構成される第三者による外部研究評価委員会を開催し、プロジェクト研究等を対象について評価を行う。評価結</p>	<p>・プロジェクト研究課題について、第三者(外部専門家)による事前・中間及び事後の評価を実施し、その結果を研究管理・業務運営に反映しているか。</p>	<p>評価の仕組みの下で実施した。</p> <p>・評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員(3名)、研究業績優秀研究員(3名)及び若手総合業績優秀研究員(2名)を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。</p> <p>・研究課題について、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、事前評価では、目標設定、研究計画、研究成果の活用・公表、学術的視点等5項目、中間評価では研究の進捗及び今後の計画、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目、終了評価では目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目について、それぞれ5段階の評価を行い、その結果を研究計画や予算配分等に反映した。また、追跡評価の試行実施を行い、平成28年度以降もすべてのプロジェクト研究を対象として追跡評価を継続することにした。</p> <p>(2) 外部研究評価の実施 ア 外部評価の実施 ・平成27年12月に開催した外部評価委員会においては、平成27年度に終了するプロジェクト研究(4課題)の終了評価、及び平成28年度から開始されるプロジェクト研究(6課題)の事前評価を行った。これらの評価では、公平性、透明性、中立性の高い評価を実施するため、目標達成度、行政的・社会的貢献度、研究成果の公表、学術的貢献度等5項目についてそれぞれ5段階の評価を行った。</p> <p>さらに評価結果を踏まえ、研究計画の再精査を行うなど研究管理、人事管理等に反映させた。</p>	<p>・プロジェクト研究について、第三者(外部専門家)による終了評価及び事前評価を実施し、その結果を踏まえて研究計画等の見直しを行った。なお、中間評価の対象となる課題はなかった。</p>	
--	--	---	---	--	---	---	--

	<p>意義、研究の達成目標、研究計画の妥当性、研究成果等に関する評価を定期的に実施し、評価結果を研究管理に反映させる。</p> <p>イ 外部評価の結果及びその研究への反映内容については、当該評価結果の報告を受けた日から3か月以内に研究所ホームページにおいて公表する。</p>	<p>果については、研究計画等の修正、研究予算の査定、内部評価等の研究管理に反映させる。</p> <p>イ 外部評価の結果の公表 外部研究評価委員会の評価結果及び業務への反映について、当該評価結果の受理日から3か月以内に研究所のホームページに公表する。</p>	<p>・外部専門家による評価結果及び研究業務への反映状況について、当該評価結果の報告を受けてから3か月以内にホームページ等に公表したか。</p>	<p>・評価委員の内訳は、産業安全の学識経験者が4名、労働衛生の学識経験者が6名、経済界、法曹界の有識者がそれぞれ2名である（合計14名）。</p> <p>イ 外部評価の結果の公表 ・平成27年度の外部評価の結果及び業務への反映については、報告書として取りまとめ、その全文を平成28年3月18日に研究所ホームページに公表した。</p>	<p>・外部評価委員会を12月18日に開催し、委員からの意見の取りまとめが終了した12月末日から3か月以内の3月18日に評価結果報告書を研究所ホームページで公表した。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-1	労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
基準の制改定等への貢献	中期目標期間中50件	中期目標期間中50件（10件/年）	11件	10件 （累計21件）	18件 （累計39件）	14件 （累計53件）	20件 （累計73件）
役職員が参画した国内外への基準制改定に係る検討会等の参画数	—	60件	64件	47件	57件	67件	84件
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	A
	<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行うこと。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>調査及び研究で得られた科学的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等に積極的に貢献すること。</p> <p>中期目標期間中における労働安全衛生関係法令等への貢献については、50件以上とすること。</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>調査及び研究の成果の普及・活用の促進のため、さらにはその社会的意義や貢献度を広報するため、より一層積極的な情報の発信を行う。</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請があった場合には、労働安全衛生に関する法令、JIS規格等、国内基準、国際基準の制定・改定等のための検討会議に必要に応じて参加し、専門家としての知見、研究成果等を提供する。</p>	<p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>行政、公的機関及び国際機関等の要請に基づき、労働安全衛生に関する国内及び国際基準の制定・改定等のための検討会議に参加させるとともに、専門家としての知見、研究所の研究成果等を提供する。</p>	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政機関、公的機関、国際機関等からの要請に基づく、労働安全衛生関係法令、国内外の労働安全衛生に関する基準の制改定等への貢献を10件程度とすることを目標とする。 <p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 行政等からの要請を踏まえ、国内外の労働安全衛生の基準制改定のための検討会議に参加し、専門技術と研究成果を提供しているか。 国内外の基準制改定等に研究所から提供された研究成果が反映されているか。 労働安全衛生関係法令等の制改定等に貢献しているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>4 成果の積極的な普及・活用</p> <p>(1) 労働安全衛生に関する法令、国内外の基準制定・改定への科学技術的貢献</p> <p>ア 基準制定・改定等のための検討会議等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「建設作業の安全性」、「機械類の安全性」、「静電気安全」等の分野をはじめとして16名の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制定・改定等を行う84件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究所の研究成果等を提供するとともに、国際会議に研究員が日本の技術代表等として出席した。 出席した国際機関委員会等に研究成果を提供する等貢献するとともに、13課題の研究成果が労働安全衛生法関係省令、指針、通達等20件に反映された。このうち、平成24から27年度に実施した「墜落防止対策が困難な箇所における安全対策に関する研究」における検討結果は、平成27年に厚生労働省が公表した「足場からの墜落・転落災害防止に関する総合対策推進要綱」（平成27年5月20日付け基安発0520第1号）の改正などに生かされた。 また、平成25年度に公表された「産業用ロボットに係る労働安全衛生規則第150条の4の施行通達の一部改正」における安全性判定基準（マニピュレータが発生する力・速度・エネルギーなど）として、平成27年に制定されたISO/TS15066（ロボット及びロボティックデバイス・協働ロボット）の制定に反映させた。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>・16人の役職員が、ISO、IEC、JIS等国内外の基準の制改定を行う84件の検討会等へ委員長等として参画し、知見、研究成果等を提供した。</p> <p>・国際規格、国内規格等の制改定等への貢献として、</p> <p>①ISO14120:2015 「Safety of machinery - Guards - General requirements for the design and construction of fixed and movable guards」</p> <p>②ISO/TS15066:2016 「Robots and robotics devices - collaborative robots」</p> <p>③ ISO 13850:2015 「Safety of machinery - Emergency stop function - Principles for design」</p> <p>④ JIS C 61340-4-4:2015 「静電気・第4-4部：特定応用のための標準的試験方法・フレキシブルなコンテナの静電的分類」があり、これらを含め13課題の研究成果が労働安全衛生関係法令、指針、通達等20件の制改定</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の基準制定への貢献として、研究成果が労働安全衛生関係法令等20件に反映されており、達成目標（年当たり10件）の2倍となったことは高く評価できる。 また、研究成果が反映された内容を見ても、「電気機械器具防爆構造規格第5条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等について（平成27年8月31日付け基発0831第2号）」「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（平成27年5月20日付け基安発0520第1号）」「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン（平成27年6月29日付け基安安発0629第1号）」等国の法令の制改定に反映されているほか、ISO等国際規格の制改定についても反映されていることは、質の面でも、国内外の基準・規格制定等に大きく寄与する研究成果を上げたものと高く評価できる。 なお、本目標値（年間10件）は、前中期目標期間の平均値（年間10件）を踏まえて設定されたものであり、平成23～24年度実績は、それぞれ11件（達成度110%）、10件（達成度100%）となっているが、平成25～27年度実績は、それぞれ18件（達成度180%）、14件（達成度140%）、20件（達成度200%）である。平成25～27年度の実績が増加した要因としては、本中期目標期間中の平成22年～24年までの3年間の労働災害発生件数が、約30年ぶりに増加したこと、東日本大震災の復旧・復興工事における労働災害防止対策が喫緊の課題となっていたことから、研究所においては、労働災害の発生动向や行政からの要請等を踏まえて、労働災害の原因の調査等重点的な研究を実施した法人の努力によるものであり、毎年度実績が目標値を大きく上回るわけではないことから、 	

				<p><添付資料 2 役職員の委員派遣等一覧></p>	<p>に反映され、中期計画期間中 5 年間の累計で 73 件と中期目標期間中の達成目標 50 件を上回った。</p> <p>これらを踏まえ、A と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>目標水準は妥当と考える。</p> <p>・さらに、役職員が参画した国内外の基準制定・改定に係る検討会等の数は 84 件となっており、基準値（前中期期間中の平均値 60 件）の 140%を達成しており高く評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回っていると評価できることから、評定をAとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	-----------------------------------	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-2	学会発表等の促進		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
研究員一人あたり講演・口頭発表数	中期目標期間 20 回	中期目標期間 20 回（4 回/年）	4.7 回	4.4 回 （累計 9.1 回）	4.2 回 （累計 13.3 回）	4.2 回 （累計 17.5 回）	4.1 回 （累計 21.6 回）
講演・口頭発表数計	—	355 回	399 回	364 回	367 回	355 回	346 回
研究員一人あたり論文発表等数	中期目標期間 10 報	中期目標期間 10 報（2 報/年）	4.6 報	4.0 報 （累計 8.6 報）	4.1 報 （累計 12.7 報）	4.2 報 （累計 16.9 報）	3.8 報 （累計 20.7 報）
論文発表等数計	—	341 報	357 報	334 報	355 報	359 報	319 報
受賞件数（学会発表等における受賞者数（延べ））	—	5.4 件	9 件 （18 名）	7 件 （9 名）	6 件 （10 名）	16 件 （20 名）	13 件 （21 名）
⑤ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 学会発表等の促進</p> <p>中期目標期間中における学会発表(事業者団体における講演等を含む。)及び論文発表(行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。)の総数を、それぞれ研究員一人あたり20回以上及び10報以上とすること。</p>	<p>(2) 学会発表等の促進</p> <p>国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。</p>	<p>(2) 原著論文、学会発表等の促進</p> <p>国内外の学会、研究会、講演会等での口頭発表、原著論文等の論文発表(研究所刊行の研究報告、行政に提出する災害調査報告書、労働安全衛生に係る国内外の調査報告書を含む。)を積極的に推進する。研究員一人あたりの目標は、講演、口頭発表等については4回、論文発表等については2報とする。</p>	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員一人あたり、講演・口頭発表20回以上(4回/年)とする。 ・研究員一人あたり、論文発表等10報(2報/年)とする。 <p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会発表、事業者団体への講演、学術雑誌への論文発表、行政に提出する災害調査報告書、その他の国内外の労働安全衛生に係る報告書の件数がそれぞれ中期目標の目標数値を達成できる状況にあるか。 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文の質についても高い水準が確保されているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(2) 原著論文、学会発表等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度の講演・口頭発表等は346回となり、平成27年度計画に掲げた数値目標である研究員一人あたり4回に対して4.1回、論文発表等は319報となり、同目標の2報に対し3.8報であった。 ・13件、延べ21名の研究員が、安全工学会、土木学会、日本産業衛生学会等の論文賞等を受賞した。 <p><添付資料3 役職員の研究業績一覧></p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・27年度においては、講演・口頭発表等回数は346回(研究員一人あたり、4.1回)、また論文発表等319報(研究員一人あたり、3.8報)となった。中期目標期間中における研究員一人あたりの学会発表数は、目標の20回に対して21.6回と、すでに目標を上回っており、また、論文発表等の数も目標の10報に対して20.7報と、すでに目標を上回っている状況にある。 ・安全工学会、土木学会、日本産業衛生学会等の論文賞等13件(延べ21名)を受賞した。これらを踏まえ、Aと評価する。 <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究員一人当たりの講演・口頭発表数は、4.1回と基準値(年4回)を上回っている。 ・研究員一人当たりの論文発表等数は、3.8報と基準値(年2報)の190%で、累計は20.7報となり、中期目標期間中の達成目標(10報)の2倍を超えている。しかしながら、本指標については、本中期目標期間中の各年度で達成目標の約2倍となっている現状を踏まえ、より妥当な目標値について検証したところ、前中期目標期間中の実績が「4.0報」(1,705報(累計論文発表数)/86(平均研究員数)/5(年))であったことから、当該実績値と比較すると、27年度の研究員一人当たりの論文発表等数達成度実績は95%となる。また、論文発表等数の質的な面で、原著論文・総説の発表数を見てみると、23～27年度は、それぞれ69件、55件、73件、78件、66件であり、27年度は23年～26年の平均値(68件)を若干下回っている状況であった。 ・論文受賞については、安全工学会、土木学会、日本産業衛生学会等多くの学会で受賞しており、受賞件数は13件と、基準値(5.4件)の240%と大きく上回っている。なお、本指標については、前年度も高い実績値(16件)であるが、23～25年度は、9、7、6件であり、また、基準値については、前中期期間中の実績であり、妥当と考える。 <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2つある達成目標のうちの1つの)講演、口頭発表の回数は、達成度103%ということで、

						<p>Aの基準には達していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標である論文発表等数について、(前中期目標期間中の実績を踏まえると)本来4というポテンシャルがあるのに、本期の目標について、あえて2にしたというのは設定の仕方が少し問題ではないか。 ・研究としては、数だけではなくて質的な評価をすることはとても大切だと思う。学会等での受賞は質的な指標の1つであると言えるので、今期の計画の中でも後のほうに多くなってきたということは、それだけ実績が上がってきたと見ることはできるのではないか。 ・講演、口頭発表に対して件数に重きを置かず、原著論文とか論文という質のほうにむしろ重きを置くべきではないか。 <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-3	インターネット等による調査及び研究成果情報の発信		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
HP アクセス件数	中期目標期間 325 万件	中期目標期間 325 万件（65 万回／年）	96 万件	136 万件 （累計 232 万件）	195 万件 （累計 427 万件）	160 万件 （累計 587 万件）	138 万件 （累計 725 万件）
メールマガジン発行頻度	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回	月 1 回
メールマガジン配信先件数（月平均）	—	638 件	1,097 件	1,302 件	1,725 件	1,975 件	2,123 件
一般誌等への寄稿件数	—	48 件	69 件	108 件	113 件	101 件	121 件
新聞・TV 等への取材協力件数	—	18 件	19 件	25 件	27 件	23 件	14 件
③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査及び研究の成果については、原則として研究所ホームページに掲載すること。また、調査及び研究の成果を国民に理解し、及び活用しやすい形式に加工した上で、研究所ホームページや一般誌等でこれを積極的に公表し、事業場等でのその利用を促進すること。</p> <p>なお、中期目標期間中における研究所ホームページ中の研究業績・成果等のアクセス数については、325万回以上とすること。</p>	<p>(3) インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>ア 調査及び研究の成果については、原則として、その概要等を研究所ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</p>	<p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信</p> <p>ア 研究成果の公開</p> <p>研究所の公表論文や調査研究の成果について、原則として概要等を研究所のホームページに公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるよう、平易な記載やイラストの挿入等に努める。</p> <p>「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。</p> <p>また、障害者を含めた利用者に、研究所が公開する</p>	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・HP上の「研究業績・成果」、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」へのアクセス件数を年間65万回程度の目標とする。 ・メールマガジンを毎月1回発行する。 <p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究の成果を研究所のホームページ上で公開しているか。国民に理解しやすく、活用しやすいものとなっているか。 ・年報、研究所ニュース等を発行し、関係労働安全衛生機関、産業界への研究成果の広報を図っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(3) インターネット等による研究成果情報の発信</p> <p>ア 研究成果の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文、技術資料等の研究成果の全文をホームページ上に公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 ・和文学術誌「労働安全衛生研究」と「Industrial Health」を、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 ・東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、研究所ホームページの震災関連情報コーナーを平成27年度も継続した。 ・閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等の見直しを平成27年度も継続した。 また、海外への発信力の強化のため、英語版ホームページでの情報公開内容の見直しを平成27年度も継続した。 ・イベント等は開催告知だけでなく、終了後の開催報告も早期のタイミングでホームページに掲載した。 ・研究所ホームページ上の「研究業績・成果」、「刊行物」(「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」等)へのアクセス件数は年間138万回と、年間目標65万回程度の2.1倍となり、中期目標期間中である23年度からの5年間で725万件となった。なお、23年度からの3年間で、すでに中期目標期間中における目標(アクセス数325万回)を達成している。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親しまれる研究所ホームページをコンセプトとして、引き続き内容の充実に努めた。 ・特別研究報告 SRR-No.45 を刊行し、平成26年度に終了したプロジェクト研究について、その研究成果の広報を図った。 ・研究成果のより分かりやすい普及等のため、一般誌等に積極的に寄稿し、その件数は121件であった。また、新聞、TV取材等にも適切に対応し、その件数は14件であった。 ・労働安全衛生総合研究所年報(平成26年度)2014を発行するとともに、ホームページで公開した。 	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等への掲載論文をはじめ、各種業績・成果を研究所のホームページに掲載しており、また、ホームページ掲載情報へのアクセス件数は達成目標(年65万件)の約2.1倍に当たる年間138万件であった。しかしながら、本指標については、前中期目標期間中の平均値を踏まえて設定されたものであるが、本中期目標期間中の実績は、各年度目標値を大きく上回るとともに、96万件から195万件の範囲でばらつきが認められるため、より妥当な目標値について検証したところ、研究所と旧(独)労働者健康福祉機構の統合に基づき定めた(独)労働者健康安全機構の中期目標(平成28年度～30年度)の指数が「160万件」であることから、同目標値と比較すると、27年度のホームページ掲載情報へのアクセス件数実績は86%となる。 ・また、メールマガジンを達成目標どおりの毎月1回発行し、メールマガジン読者を増やすために講演会等の機会を捉えて、アンケート用紙にメールマガジンのPRを記載して周知を図る等の工夫をした結果、配信先件数は2,123件と、基準値(638件)の3倍を超えたことから高く評価できる。 <p>以上を踏まえ、おおむね中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標であるホームページアクセス件数について、トレンド的に下がっているのに212%でAというのはおかしいのではないかと。65万件という目標設定については疑義がある。 ・(2つある達成目標のうちの1つの)メールマガジンの発行頻度については、月1回ということで達成

		<p>情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。</p> <p>イ 特別研究報告(SRR)等を発行し、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。また、メールマガジンを毎月1回発行し、研究所の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>ウ 事業場における労働安全衛生水</p>	<p>情報により容易にアクセスできるよう、アクセシビリティの向上に努める。</p> <p>イ 年報、メールマガジン等の発行 平成26年度労働安全衛生総合研究所年報、メールマガジン(毎月1回)等を発行し、研究所の各種行事や研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>平成26年度に終了した以下のプロジェクト研究等について、「特別研究報告(SRR)」を発行し、その研究成果を広く社会に還元する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貯槽の保守、ガス溶断による解体等の作業での爆発・火災・中毒災害の防止に関する研究 ・労働者の心理社会的ストレスと抑うつ症状との関連及び対策に関する研究 ・金属酸化物粒子の健康影響に関する研究 <p>ウ 技術ガイドライン等の発行と研</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンを毎月1回発行し、定期的に広報しているか。 <p>イ 年報、メールマガジン等の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに、メールマガジン(安衛研ニュース)は、月1回2,123件(月平均値・26年度より148件増)に配信し、内外における労働安全衛生研究の動向、研究所主催行事、刊行物等の情報提供を行った。 ・特別研究報告SRR-No.45を刊行し、平成26年度に終了したプロジェクト研究について、その研究成果を広報した。 <p>ウ 技術ガイドライン等の発行と研究成果の一般誌等への寄稿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安衛研ニュース(メールマガジン)の内容の充実を図るとともに、月1回定期的に発行し、研究成果の広報を積極的に行った。また、メールマガジンの存在を積極的にアピールすることにより、配信数は2,123件(月平均値・26年度より148件増)となった。 ・閲覧者が目的とする情報に素早くアクセスできるようページの内容や構成等の見直しを平成27年度も引き続き継続した。 ・インターネット等による調査及び研究成果情報の発信については、中期目標に定められたホームページへのアクセス件数に係る目標を3年間で上回っており、平成27年度も引き続き以上のように積極的に取り組んだ。 <p>これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>	<p>目標と変わらない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成目標が2つあるのに、ホームページのアクセス件数だけで評価を決定するというのは少し問題がある。 <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	---	--	---	--	---

	<p>準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p> <p>エ IT 技術の進展等を踏まえ、研究所ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにする。</p>	<p>究成果の一般誌等への寄稿</p> <p>事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極的に行う。</p>	<p>向け技術ガイドライン等を発行したり、調査研究の成果を一般誌等に積極的に寄稿しているか。</p> <p>・ホームページを適宜改善し、国民がより容易にアクセスし、活用できるようにしているか。</p>	<p>・技術資料 TD-No. 4「ロールバックパレット起因災害防止に関する手引き」、TD-No. 5「プロセスプラントのプロセス災害防止のためのリスクアセスメント等の進め方」を刊行し、研究所ホームページに全文を掲載した。</p> <p>また、技術指針 TR-46「工場電気設備防爆指針（国際整合技術指針）」、TR-47「耐爆発圧力衝撃形乾燥設備技術指針」を刊行し、研究所ホームページに全文を掲載した。</p> <p>・一般誌等に 121 件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及等を行った。</p> <p>・国内のテレビ局からの取材 1 件のほか、転倒災害防止、ストレスチェック、メンタルヘルス対策等について新聞・雑誌等からの取材 14 件に協力した。</p>			
--	---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-4	講演会等の開催		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報				② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間平 均值等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
講演会等開催数 （参加者数）計	3回以上	3回以上	8回 (1,453名)	7回 (1,207名)	8回 (1,457名)	9回 (2,943名)	8回 (2,993名)	予算額（千円）	—	—	—	—	—
安全衛生技術講演会	—	609人	3回 (558名)	3回 (527名)	3回 (447名)	2回 (353名)	2回 (466名)	決算額（千円）	—	—	—	—	—
一般公開	—	292人	2回 (495名)	2回 (481名)	2回 (508名)	2回 (480名)	2回 (478名)	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
安全衛生技術講演会（アンケート結果「良かった」以上の割合）	75%以上	75%以上	79%（対参加者比）	84%（対参加者比）	76%（対参加者比）	81%（対参加者比）	75%（対参加者比）	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
								行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>調査及び研究成果の一般への普及を目的とした講演会等の開催や研究所の一般公開を積極的に実施し、主要な調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行うこと。</p>	<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 調査及び研究成果の普及を目的とし、職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演の機会を他機関との共催等を含め、年平均3回設け、発表・講演を行う。</p> <p>イ 一般公開日を設け、研究所の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 安全衛生技術講演会を、第3四半期までに国内2都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。</p> <p>イ 4月に清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、随時の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じて柔軟に対応する。</p>	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究成果の普及を目的とし、職場における産業安全・労働衛生関係者を含めた幅広い領域の人々を対象とした講演として研究所が開催する講演会を3回以上設けるほか、他機関との共催等を推進する。 ・安全衛生技術講演会への参加について対するアンケート調査において、講演会が「良かった」又は「非常に良かった」とする割合が75%以上となること。 <p><その他の指標> なし。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所主催の職場の安全衛生関係者を対象とした講演会を年3回以上開催しているか、このうち他機関との共催はどの程度実施したか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(4) 講演会等の開催</p> <p>ア 安全衛生技術講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生技術講演会を平成27年9月に東京都及び大阪市の2都市において開催した。 同講演会は、「労働安全衛生行政施策と調査研究-改正労働安全衛生法令関連事項を中心として-」をテーマとし、5名の研究員及び1名の外部講師による講演を行った。参加者は、企業の管理者・安全衛生担当者を中心に全体で466名であった。参加者へのアンケート調査によれば、参加者数に対する「良かった」又は「とても良かった」とする割合75%であった。 ・その他民間機関との共催による講演会等として、一般社団法人日本粉体工業技術協会との共催による粉じん爆発・火災安全研修（初級/基礎編）、四国地区電力需用者協会等との共催による電気関係災害防止対策講習会などを2回、計106名で開催した。 ・中央労働災害防止協会主催の全国産業安全衛生大会において、3名の研究員が分科会で発表を行った。発表を行った分科会の参加者数は980名であった。 <p><添付資料4 労働安全衛生総合研究所一般公開のお知らせ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の研究研修機関、大学、業界団体、民 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生技術講演会を2回開催したほか、合計で8回の講習会等を開催した。このうち、他機関との共催は2回であった。 ・安全衛生技術講演会については、東京会場200名、大阪会場150名、合計350名を定員として開催し、午前または午後のみ参加する方を含めて466名の参加を得た。 さらに、4月実施した研究所の一般公開は、参加者が478名と、近隣住民等一般国民への周知・広報の一つとして浸透してきている。 ・効果把握を目的とするアンケート調査結果 ※安全衛生技術講演会について、「とても良かった」、「良かった」とする割合は、75%であった。 <p>・清瀬地区・登戸地区において、それぞれ一般公開を開催した。</p> <p>また、民間企業等27機関・団体からの478名の随時見学希望にも対応した。</p> <p>※一般公開アンケートについては、75%の参加者が「良かった」、「とても良かった」と回答していただいております。満足度は高い。</p> <p>アンケート調査結果等についてはそれぞれ次年度の改善等に生かした。</p> <p>このほか厚生労働省子どもデーに参加し、</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会等を達成目標(年3回)の約2倍以上の8回開催し、参加者数も合計2,993人と前年度に引き続き前々年度と比較して倍増しており、研究成果の普及を積極的に図っていることは評価できる。 ・また、安全衛生技術講演会及び研究所の一般公開への参加者の評価は、「良かった」又は「とても良かった」と回答した参加者の割合が、ともに全体の75%と達成目標(75%以上)を達成している。 <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

			<ul style="list-style-type: none"> ・一般公開日を設けた研究所の一般公開を毎年度実施しているか。また、随時の見学希望者に対しても対応しているか ・企画立案した際に想定していた参加定員に達しているか。 ・講演会、一般公開の効果把握を目的とするアンケート調査を実施しているか。満足度等の調査結果はどうか。 	<p>間企業等 27 機関、合計 478 名から随時の見学希望に対応した。</p> <p><添付資料 5 施設見学等一覧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 8 月に開催された厚生労働省子ども見学デーに参加し、研究成果の発表・実演、研究所の紹介を行った。見学者数は 963 名であった。 	<p>963 名の参加を得た。これらを踏まえ、B と評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4-5	知的財産の活用促進		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
登録特許 （内当年度分）	—	34 件	36(0)件	37(1)件	39(2)件	39(0)件	39(2)件	予算額（千円）	—	—	—	—	—
特許出願中 （内当年度分）	—	14 件	7(1)件	9(3)件	11(4)件	10(3)件	10(1)件	決算額（千円）	—	—	—	—	—
TLO 扱い 登録特許 （内当年度分）	—	0 件	2(1)件	3(1)件	3(0)件	4(1)件	4(0)件	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
TLO 扱い 特許出願中 （内当年度分）	—	6 件	2(0)件	1(0)件	1(0)件	0(0)件	0(0)件	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
特許実施件数	—	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	行政サービス 実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
特許実施料	—	203 千円	133 千円	185 千円	179 千円	338 千円	459 千円	従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、当該特許等の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>国立試験研究機関等技術移転事業者(TLO)の活用等により、特許権の取得を進めるとともに、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないものについては、開放特許情報データベースへの登録、研究所ホームページでの広報等により、当該特許権の実施を促進する。</p>	<p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>研究成果のうち特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、特許権等の出願・維持費用、将来の収益見込み等を勘案しつつ、その取得を積極的に進める。また、研究所が保有する特許権のうち実施予定のないもの(権利放棄の予定のあるものを除く。)については、開放特許情報データベースへの登録、研究所のホームページでの広報等により、知的財産の活用促進を図る。</p>	<p><主な量的指標></p> <p>登録特許件数、特許出願件数等。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <p>・特許権取得がふさわしい研究成果について、特許権の取得を積極的に進めるための支援体制を整備しているか。また、これにより特許権を取得しているか。</p> <p>・実施予定のない特許権については、当該特許権の実施促進のために特許流通データベースへの登録等の措置を行っているか。</p> <p>・知的財産権の取得数及び実施許諾数は適切か。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(5) 知的財産の活用促進</p> <p>・研究所が保有する登録特許総数は39件であり、新規に1件の特許を出願して特許出願総数は10件となった。また、特許を含めた TLO 委託総件数は4件である。</p> <p>・特許権の取得を進めるため、年度末に行う研究員の業績評価において「特許の出願等」を評価材料の一つとして評価するとともに、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を業務担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に対応した。</p> <p>なお、知的財産の活用促進への理解を深めるため、中期目標期間中に10名の研究員に「知的財産権研修(初級)」を受講させた。平成27年度も3名の研究員を受講させるなど、毎年度計画的に受講させることとしている。</p> <p>・知的財産の活用促進を図るため、39件の登録特許について、研究所のホームページにその名称、概要等を公表している。</p> <p><添付資料6 特許出願、特許登録及び特許の実施状況></p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・特許出願の可否については、特許審査会で審査を行った。また、特許権の取得に精通した清瀬・登戸両地区の研究員を相談担当者として選任し、特許取得に関する研究員の相談に応じる等の支援体制を整備している。また、知的財産の活用促進への理解を深めるため、3名の研究員に「知的財産権研修(初級)」を受講させた。今後も毎年度計画的に受講させることとしている。</p> <p>・登録特許について、研究所ホームページ及び特許流通データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図った。</p> <p>・研究所が保有する特許は、登録総数は39件、新規に1件申請し、特許出願総数は10件、特許実施料数は1件であった。これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>・特許権の取得を積極的に支援するため、特許権の取得に精通した研究員を相談担当者として選任し、研究員の相談に応じさせるとともに、知的財産の活用促進への理解を深めるため研究員に対する知的財産に関する研修を実施していることは評価できる。</p> <p>・また、登録特許については、その実施促進のため、研究所ホームページ及び特許流通データベースに掲載し、保有特許の実施促進を図っている。</p> <p>・保有する特許の登録総数は39件で前年度と同数であり、出願総数は10件のうち新規出願件数が1件となっている。</p> <p>以上の状況を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>

4. その他参考情報

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	労働災害の原因の調査等の実施		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第 96 条の 2、法第 12 条第 2 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
災害調査開始件数（調査結果等報告）	—	16 件	14 件 (14 件)	8 件 (8 件)	17 件 (10 件)	11 件 (18 件)	12 件 (8 件)
刑事訴訟法に基づく鑑定等開始件数（調査結果等報告）	—	16 件	15 件 (13 件)	20 件 (20 件)	20 件 (20 件)	26 件 (24 件)	12 件 (16 件)
労災保険給付に係る鑑別・鑑定開始件数（調査結果等報告）	—	11 件	8 件 (6 件)	10 件 (10 件)	14 件 (16 件)	8 件 (8 件)	10 件 (10 件)
行政機関からの依頼調査開始件数	—	1 件	2 件	1 件	0 件	0 件	0 件
災害調査等報告書が再発防止に役立ったとする割合	80% 以上	80% 以上	92%	92%	97%	98%	100%
③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
予算額（千円）	—	—	—	—	—		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>厚生労働大臣の求めに応じて、迅速かつ適切に労働災害の原因の調査等を実施すること。</p> <p>また、調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めること。</p>	<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>ア 行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するとき</p> <p>イ 調査実施後、一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容については、同種災害の防止に資する観点から、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努める。</p>	<p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>(1) 労働災害の原因調査等の実施</p> <p>行政から依頼を受けたとき、又は研究の実施上必要があると研究所が判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、労働災害の原因調査等を実施する。また、原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省労働基準局安全衛生部に適宜報告する。</p> <p>(2) 原因調査結果等の報告</p> <p>原因調査等の結果、講ずべき対策、労働基準監督機関等が同種の原因調査等を実施するに当たって参考とすべき事項等については、厚生労働省に適宜報告する。</p> <p>(3) 鑑定・照会等への積極的な対応</p> <p>労働基準監督機</p>	<p><主な量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因の調査等の報告書を送付した労働局・労働基準監督署において、同報告書が、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合が80%以上となること。 <p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因調査等を適切に実施する体制を整備することにより、当該調査等を迅速・的確に実施しているか。 行政からの要請等に基づいて実施した労働災害の原因調査等については、当該調査等の結果等を適切に報告しているか。 本調査の業務量の変動と研究所の業務量との調和を 	<p><主要な業務実績></p> <p>5 労働災害の原因の調査等の実施</p> <p>(1) 労働災害の原因調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害の原因の調査等の実施状況は、岡山県の化学工場で発生した爆発災害の災害調査をはじめ、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査は12件であった。 災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は100%であった。 <p>(2) 原因調査結果等の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 8件の災害調査、16件の刑事訴訟法に基づく鑑定等、10件の労災保険給付に係る鑑別、鑑定等について、それぞれ依頼先に調査結果等を報告した。 <p>(3) 鑑定・照会等への積極的な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づき平成27年度に開始した鑑定等は24 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働災害調査分析センターが災害調査等の対外的・対内的な核調整機能を担っている。また、災害調査等の進行管理については、研究所所属の各研究グループ部長及び労働災害調査分析センターが行っている。 災害調査等の結果については、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、報告済みである。 災害調査、鑑定等の報告書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として役立つとする割合は100%で目標(80%)を大きく上回った。 災害調査等については、特定の研究員に過大な負荷が生じないように、研究員の専門性、研究の負荷状況等を十分考慮して、担当チームの人選を行っている。 平成27年度においては、アーク溶接作業での感電死亡災害、化学工場における攪拌停止に伴う反応暴走による爆発災害をはじめ、9件の災害調査報告書を公表した。 <p>これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省等からの依頼に基づき実施している労働災害の原因の調査等については、これらを適切に実施するための体制として労働災害調査分析センターを組織し、限られたリソースを有効活用して行政ニーズに応じて災害調査を12件、刑事訴訟法に基づく鑑定等を10件、それぞれ27年度に開始したことは評価できる。 なお、労働災害の原因の調査、刑事訴訟法に基づく鑑定等及び労災保険給付に係る鑑別、鑑定等については、厚生労働省等からの依頼に基づき実施する受動的なものであり、実施件数について達成目標値を定めることが難しいものであるが、特に、研究所では、平成27年12月に発生した福井県の化学工場、オルトトルイジンをはじめとした芳香族アミンを取り扱う作業に従事していた複数名の労働者が膀胱がんを発症した災害調査について、災害の重大性及び緊急性に鑑み迅速に調査を開始し、平成28年3月には、暫定的な報告を厚生労働省に提出しており、また、当該災害調査については、作業環境測定結果や個人ばく露測定結果が非常に低濃度であったにもかかわらず、就業前後で尿中のオルトトルイジン量の増加が見られるなど、ばく露経路の特定が難しい事案であったが、オルトトルイジンに汚染された手袋などからの経皮ばく露があることをつきとめたもので、高く評価できる。これら災害調査の取りまとめは、災害調査分析センターにおいて常時進行状況を確認し、適切に管理していることも迅速な処理に必要な対応として評価できる。 また、調査担当研究員が行政と緊密な連携を取る等により、災害調査、鑑定等の報告

		<p>関、警察をはじめ捜査機関等からの災害等に関連した鑑定嘱託、捜査関係事項照会等に対して積極的に対応する。</p> <p>(4) 調査内容の公表 調査実施後、一定の期間が経過し、同種災害の防止に資する観点から公表することが適当と判断される調査内容については、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、研究所のホームページ等で公表に努める。</p>	<p>図っているか。</p> <p>・一定の期間が経過し、公表が可能となった調査内容について、企業の秘密や個人情報の保護に留意しつつ、その公表に努めているか。</p>	<p>件、労働基準監督署等からの依頼による労災保険給付に係る鑑別、鑑定等は10件であった。</p> <p>(4) 調査内容の公表 ・平成27年度においては、アーク溶接作業での感電死亡災害、化学工場における攪拌停止に伴う反応暴走による爆発災害をはじめ、9件の災害調査報告書を公表した。</p> <p><添付資料7 災害調査等の実施状況></p>		<p>書が、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は100%と、達成目標(80%以上)を大きく上回って(125%)おり、原因調査研究結果は高い専門性を有するものと認められ、行政への貢献度は大きいと高く評価できる。</p> <p>・さらに、災害調査報告書の公表については、厚生労働省の確認を経て、アーク溶接作業での感電死亡災害、化学工場における攪拌停止に伴う反応暴走による爆発災害をはじめとして、広く同種災害の再発防止に資する9件の災害調査報告書を公表したことは評価できる。</p> <p>本項目で唯一の達成目標を定めている重要な指標である「災害調査等報告書が再発防止に役立ったとする割合」において、達成度125%の実績を上げるとともに、27年度に実施された労働災害の原因の調査等は、質的にも優れていると認められることから、A評定が妥当である。なお、達成目標を定めていない他の指標については、基準値を下回っているが、これらは、行政からの依頼に基づき実施される受動業務であるため、法人を評価する指標としては適さないと考える。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	---	---	---	--	---

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-1	労働安全衛生分野の研究の振興		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ							
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
Industrial Health のインパクトファクター	0.8 以上	0.8 以上	0.94	0.87	1.045	1.117	1.057
Industrial Health 発行頻度	年 6 回以上	年 6 回以上	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回
「労働安全衛生研究」発行頻度	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回	年 2 回
Industrial Health への投稿論文数	—	164 編	186 編	265 編	245 編	267 編	269 編
掲載論文数	—	98 編	98 編	71 編	70 編	65 編	67 編
（参考：掲載論文内訳）							
欧米			25.4%	36.6%	34.3%	40.0%	31.4%
アジア・オセアニア			27.6%	28.2%	25.7%	20.0%	28.4%
日本			31.6%	23.9%	34.3%	29.2%	29.9%
当研究所			10.2%	4.2%	1.4%	6.2%	6.0%
② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
決算額（千円）	—	—	—	—	—		
経常費用（千円）	—	—	—	—	—		
経常利益（千円）	—	—	—	—	—		
行政サービス	—	—	—	—	—		
実施コスト（千円）	—	—	—	—	—		
従事人員数（人）	—	—	—	—	—		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、当該分野の研究の振興を図るため、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理し、提供すること。</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する調査を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会の活動の一環として、労働安全衛生研究戦略に係るフォローアップを</p>	<p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>「研究開発システムの改革の推進等による研究開発力の強化及び研究開発等に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)」等を踏まえ、研究の一層の推進を図る。</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査</p> <p>関係機関とも連携しつつ、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する情報収集及び調査・研究を行い、関係機関に提供する。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会</p> <p>引き続き、労働安全衛生重点研究推進協議会におい</p>	<p><主な量的指標></p> <p>・「Industrial Health」のインパクトファクターが 0.8 以上となることを目標とする。</p> <p>・国際学術誌「Industrial Health」を年 6 回以上発行する。</p> <p>・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年 2 回発行する。</p> <p><その他の指標> なし。</p> <p><評価の視点></p> <p>・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、関係機関に提供しているか。</p> <p>・労働安全衛生研究戦略を踏まえた研究を実施することにより、労働者の安全と健康の確保に資する研究の</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>7 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進</p> <p>(1) 労働安全衛生分野の研究の振興</p> <p>ア 国内外の技術・制度等に関する調査</p> <p>・国際会議への職員派遣、ISO や OECD の国際会議等の機会を利用し、国内外の研究所・諸機関が有する知見等の調査、情報収集を行い、国内関係機関等に提供した。</p> <p>イ 労働安全衛生重点研究推進協議会</p> <p>・労働安全衛生重点研究推進協議会において、平成 22 年 10 月に取りまとめられた「今後おおむね 10 年間の労働安全衛生研究重点 3 研究領域 22 優先課題」について、引き続きホームページにおいて普及啓発に努めた。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>・国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、関係機関に提供した。</p> <p>・平成 22 年 10 月に取りまとめられた「今後おおむね 10 年間の労働安全衛生研究重点 3 研究領域 22 優先課題」を踏まえた研究を実施するとともに、引き続きホームページにおいて普及啓発に努めた。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 国際学術誌「Industrial Health」を達成目標どおりの年 6 回の発行、和文学術誌「労働安全衛生研究」を達成目標どおりの年 2 回の発行など、労働安全衛生分野の研究振興に資する取組は評価できる。 また、「Industrial Health」のインパクトファクターは近年毎年増加して、平成 27 年度は 1.057 となり、達成目標 (0.8 以上) を 32.1% 上回るなど、国際学術誌としての認知度がますます高まってきたことは高く評価できる。 さらに、国際会議等の機会を利用し、労働安全衛生に関する技術、研究動向、制度等に関する調査、情報収集を行い、「Industrial Health」、「労働安全衛生研究」、一般誌等への寄稿、ホームページへの掲載、メールマガジン等により関係機関に提供したことは評価できる。 <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから、評定を B とした。</p> <p><今後の課題></p> <p>(有識者からの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 達成目標であるインパクトファクターの基準値について、0.8 と設定しているが、(前中期目標期間中の後半 2 年である) 21 年度は 1.22 で、22 年度は 0.95 ということを考慮すると、目標は低いのではないか。 インパクトファクター維持は簡単ではないので難しい、A が妥当ではないか。 「Industrial Health」への投稿論文数が増えているというところはもっと評価していいのではないか。 <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>

	<p>行い、労働者の安全と健康確保に資する研究を振興する。</p> <p>ウ 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、内外の最先端の研究情報を収集する。</p> <p>エ 「Industrial Health」を年6回、「労働安全衛生研究」を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p>	<p>て策定された今後10年間の労働安全衛生重点研究領域・優先研究課題の普及啓発に努める。また、労働安全衛生研究の普及・振興を目的としたワークショップ等を開催する。</p> <p>ウ 最先端研究情報の収集 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換、セミナー・ワークショップの開催、参加等を通じて、内外の最先端の研究情報を収集するとともに、研究所のホームページに関連情報を公表する。</p> <p>エ 国際学術誌及び和文専門誌の発行と配布 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回、それぞれ定期的に発行し、国内外の</p>	<p>推進に貢献しているか。</p> <p>・内外の最先端の研究情報を収集し、効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備したか。</p> <p>・国内外の労働安全衛生に関する最先端の研究成果に係る学術誌を計画通りに発行しているか。</p>	<p>ウ 最先端研究情報の収集 ・客員研究員・フェロー研究員交流会や産業医科大学との研究交流会、研究協力協定を締結した大学・研究機関との共同研究、研究員の国際学会への派遣等を通じて、内外の最先端研究情報の収集に努めた。[再掲]</p> <p>エ 国際学術誌及び和文学術誌の発行と配布 (ア) Industrial Health ・国際学術誌「Industrial Health」を年6回刊行し、国内539件、国外369件の大学・研究機関等に配布した。 ・Industrial Health誌への年間投稿論文数は269編で、そのうちの掲載論文数は67編であった。また、掲載論文の国別/地域別内訳は、欧米31.4%、アジア・オセアニア28.4%、日本(当研究所を除く)29.9%、当研究所6.0%となっており、広く国内外からの投稿論文を集めた。 ・Industrial Health誌の平成27年のインパク</p>	<p>・Industrial Healthの最新のインパクトファクターは、1.057と達成目標を30%を超える評価を得た。同誌の刊行等を通じて、内外の最先端の研究情報の収集・発信を行った。</p> <p>・研究成果を各種学術誌・研究報告書として刊行し、広く関係者に提供した。 これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>	
--	--	---	---	---	--	--

			<p>関係機関に配布する。</p> <p>「Industrial Health」誌については、インパクトファクターが 0.8 以上となるよう、引き続き掲載論文の充実に努める。</p>	<p>トファクターは、1.057 である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J-STAGE (科学技術情報発信・流通統合システム／〔独〕科学技術振興機構)を通じ Industrial Health 誌の創刊号からの全掲載論文が閲覧可能であること、受理論文の刊行前早期公開 (Advance Publications)、更には海外の著名データベースサービス (PubMed, CrossRef, EBSCO, INSPEC, ProQuest 等)との相互リンクが毎年増加していることから、平成 27 年度は世界各国から書誌事項に 11 万件を超えるアクセス、並びに 12 万件超の全文ダウンロードが行われるなど、幅広く活用された。 ・Industrial Health 誌のグローバルオンライン閲覧の増加及び読者への利便性向上を目指し、米国 National Library of Medicine が運営する PubMed において検索可能である全文オンラインジャーナルサイト“PubMed Central (PMC)”への加入申請を行った結果、平成 26 年 12 月より正式登載されたことから、今後更に幅広い注目を受けることが期待され、平成 27 年度にも引き続き取組を進めた。 ・平成 23 年度からの「オンライン投稿・査読システム／ScholarOne Manuscripts」の導入により、投稿論文の受付から審査、その他各種編集業務の大幅な効率化を図ることができ、同時に同システム導入以前と比較して年間論文投稿数がおおよそ 30%増加した。 <p>(イ)和文学術誌「労働安全衛生研究」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和文学術誌「労働安全衛生研究」を年 2 回刊行し、国内約 900 の大学・研究機関等に配布した。 ・J-STAGE (科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)に掲載し、全論文を検索し、閲覧できるようにしている。 <p><添付資料 8 刊行物一覧></p>		
--	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-2	労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第3条、第12条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ													
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期目標期間 間平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
連携大学院協定に基づく客員教授等	—	18名	13名	11名	12名	13名	14名	予算額（千円）	—	—	—	—	—
連携大学院協定に基づく大学院生受入人数	—	6名 （研究生等）	2名	2名	1名	2名	2名	決算額（千円）	—	—	—	—	—
若手研究者等の受入人数	—	47名	55名	63名	63名	51名	46名	経常費用（千円）	—	—	—	—	—
非常勤講師等の支援機関	—	20機関	18機関	25機関	17機関	15機関	22機関	経常利益（千円）	—	—	—	—	—
非常勤講師等の支援人数	—	25名	24名	25名	19名	20名	35名	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
								従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、これらの者の受入れ及び研究所研究員の他機関への派遣等の推進に努めること。</p>	<p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>国内外の若手研究者等の育成に貢献するため、諸大学との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、求めに応じて研究所員による他機関等への協力・支援を行う。</p> <p>ア 連携大学院制度等の推進</p> <p>諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い学術交流を進める。</p> <p>イ 大学客員教授、非常勤講師等の派遣</p> <p>研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>ウ 若手研究者等の受入れ</p> <p>国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。</p> <p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <p>国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。</p>	<p><主な量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸大学等との連携を強化し、大学院生や他機関に所属する研究員等を受け入れるとともに、要請に応じて研究所職員による他の組織への適切な協力・支援を行っているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>(2) 労働安全衛生分野における国内外の若手研究者等の育成への貢献</p> <p>ア 連携大学院制度の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院協定を締結している8大学のうち、長岡技術科学大学、日本大学、東京都市大学、北里大学、東京電機大学及び立命館大学において、研究員が客員教授等として7名、客員准教授等として7名が任命され、教育研究活動を支援した。 ・連携大学院協定に基づき、東京都市大学大学院の大学院生1名、及び日本大学大学院の大学院生1名の論文執筆のための研究指導を行った。 <p>イ 大学客員教授等の派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学大学院、青山学院大学大学院等22の大学及び大学院に対して35名の研究員が非常勤講師等として支援を行った。(連携大学院制度に基づく派遣を除く。) <p>ウ 若手研究者等の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院制度に基づく研修生2名を始め、内外の大学・研究機関から計46名の若手研究者等を受け入れ、修士論文、卒業論文等の研究指導を行った。 <p>エ 労働安全衛生機関の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・このほか都道府県労働局が実施する技術研修、中央労働災害防止協会、産業保健総合支援センター等が行う研修会等に対し、講師として多くの研究員を派遣した。 ・労働政策研究・研修機構労働大学校の産業安全専門官研修、労働衛生専門官研修等外部機関 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学院協定に基づく連携を強化し、その他の大学・労働安全衛生機関への協力・支援も適切に行った。 <p>これらを踏まえBと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・8大学と連携大学院協定を締結しているが、そのうち客員教授等の派遣先大学を前年度の5大学から6大学へと増加させ、派遣人数も前年度を上回る14名を派遣するとともに、他の22の大学、大学院に対し前年度を大きく上回る35名の研究員を非常勤講師として派遣し、教育研究活動を支援した。 ・また、連携大学院協定に基づき前年度と同様に大学院生2名を受け入れるとともに、内外の大学・研究機関から、前年度を下回るものの、計46名の若手研究者を受け入れ、研究指導した。こうした点は、若手研究者育成に資するものとして評価できる。 <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>	

			<p>が行う研修の研修生を受け入れ、最新の労働災害防止技術等について講義等を行った。 <添付資料9 研究生・研修生等の受入れ></p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6-3	研究協力の促進		
業務に関連する政策・施策	施策大目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	法第 3 条、第 12 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート 0366、0383

2. 主要な経年データ														
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値 (達成目標)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
共同研究の占める割合	15%以上	15%以上	41%	33%	31%	34%	32%		予算額（千円）	—	—	—	—	—
研究員の派遣・受入人数	20名以上	20名以上	74名	79名	98名	82名	87名		決算額（千円）	—	—	—	—	—
(派遣人数)	—	—	19名	16名	35名	31名	31名		経常費用（千円）	—	—	—	—	—
(受入人数)	—	—	55名	63名	63名	51名	56名		経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数（人）	—	—	—	—	—

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。
 注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

	<p>また、世界保健機関(WHO)が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進すること。</p>	<p>ウ 上記により、毎年度20人以上の研究員の派遣又は受入れを行うとともに、研究情報の相互提供を促進する。</p>	<p>大学との研究交流会を開催し、最新の研究成果について相互に発表を行う。</p> <p>ウ 共同研究 共同研究を積極的に推進し、全研究課題に占める共同研究の割合を15%以上とする。また、20人以上の研究員の派遣又は受入れを行い、研究情報の相互提供を促進する。</p>	<p>・共同研究、客員研究員制度等の活用等により、大学、企業等との研究員の研究交流が促進され、毎年度少なくとも20人以上の研究員の派遣又は受け入れが行われているか。</p>	<p>ウ 共同研究</p> <p>・労働安全衛生分野の広い範囲で研究協力協定締結研究機関や連携大学院、民間企業等との共同研究を推進した。この結果、全研究課題86課題のうち、共同研究は28件、32%となった。また、共同研究等の実施に伴い、研究員を他機関へ31名派遣するとともに、他機関から56名の若手研究者等を受け入れた。</p> <p>エ 世界保健機関(WHO)労働衛生協力センター</p> <p>・平成23年7月13日付けで世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHOの活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進している2つの研究課題の年次報告書を前年に引き続いて作成提出した。 [再掲]</p>	<p>・全研究のうち、研究員が研究代表者である研究課題の合計86研究課題のうち、外部機関との共同研究は28件、その割合は32%となり、15%の数値目標を大きく上回った。</p> <p>・平成23年7月13日付けで世界保健機関(WHO)から労働衛生協力センターの再指定が実現したのを受けて、WHOの活動計画(GMP2012-2017)の一環として推進している2つの研究課題の年次報告書を前年に引き続いて作成提出した。</p> <p>これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>	<p>械安全の先進国である欧州の制度などを正確かつ深く理解するために、機械安全に関する研究や実務を展開している欧州の大学や企業と強い連携がある長岡技術科学大学と、労働安全衛生に関する研究や実務を展開している欧州の研究機関と強い連携がある研究所が連携し、海外での現地調査や社会制度の分析等を行い、今後の日本における機械安全に関する新たな制度のあり方を共同して提案したことは評価できる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見)</p> <p>・(前中期目標期間中の最終年度の)平成22年度の実績(共同研究:46%、研究員の受入者数:75名)を踏まえると、達成目標の基準は低い。</p> <p>・海外の機関や大学等と研究協力協定を結ぶのは大変重要なことだと思うが、その後の状況について、評価するというのも大事である。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

--

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調査（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2	機動的かつ効率的な業務運営及びそれに伴う経費削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	平成22年度 (予算額)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度)	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
一般管理費（人件費を除く）	22年度運営交付金から15%削減	241,332千円	233,609千円	226,134千円	218,898千円	211,893千円	205,113千円	
業務経費（人件費を除く）	22年度運営交付金から5%削減	688,622千円	681,369千円	674,410千円	667,683千円	660,703千円	653,954千円	
(上記削減率(%))			-3.2% -1.1%	-6.3% -2.1%	-9.3% -3.0%	-12.2% -4.1	-15.0% -5.0%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第 29 条第 2 項第 2 号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力・実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>「独立行政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月)等を参考として、理事長の強い指導力の下で、研究所のミッションを有効かつ効率的に果たすための仕組みを整備し、推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 効率的な業務推進を引き続き実施するとともに、社会的要請の変化や業務の進捗状況に応じて、重点業務に必要な資金及び要員が投入できるよう、組織体制等について適宜見直しを行う。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務の有効性・効率性を高めること等の目的を達成するために、理事長のリーダーシップの下に、以下の事項を実施する等適切な内部統制活動を推進する。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制と運営体制の実現と見直し</p> <p>本部機能の強化を引き続き進め、柔軟で効率的な組織運営を図る。また、中期計画の遂行状況を踏まえて適宜見直しを図る。</p> <p>プロジェクト</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>・事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制となっているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>第2 業務運営の効率化に関する措置</p> <p>1 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立</p> <p>平成 27 年度は、厚生労働大臣が定めた第二期の中期目標及び中期計画の 5 年度目(最終年度)に当たり、平成 27 年度計画に基づき理事長のリーダーシップの下で業務運営体制の確立を図った。</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>ア 柔軟な組織体制の実現と見直し</p> <p>・内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所の重要な意思決定に関する議論や業務の進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究企画調整部長等を構成員とする「幹部会議」を原則として週 1 回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事を含めた全役員及び 3 研究領域長等が出席する「役員会議」を年 3 回、それぞれ開催した。また、TV 会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週 1 回開催した。</p> <p>・平成 27 年度計画に基づく業務運営を適正かつ的確に遂行するため、前年度に引き続き、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を配置し、両地区が一体となって業務を推進した。</p> <p>・研究開発力強化法に基づき、平成 23 年 1 月 1 日付けで策定した「人材活用等に関する方針」を研究所のホームページに引き続き公表して当該方針</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>・「幹部会議」、「役員会議」、「部長等会議」により、平成 27 年度計画に基づく業務運営の進捗管理及びその状況に応じた対応を図った。また、清瀬・登戸両地区に年度計画の主な項目ごとの業務担当者を配置し、両地区が一体となって業務を推進した。</p> <p>・業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。</p> <p>業務の効率化を進めるため、TV 会議システムを積極的に活用した。</p> <p>・調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。</p> <p>・1 研究業績、2 対外貢献、3 所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の個人業績評価について、所属部長、研究領域長、役員等が多面的に評価を行うシステムにより公平かつ適正に研究員の業績評価を行った。</p> <p>・中期目標・中期計画に示さ</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>業務運営の効率化について、定量的な目標は定められていないが、中期計画及び年度計画に基づく取組状況を個別に定性的に評価すると、以下のとおりである。</p> <p>・機動的かつ効率的な業務運営について</p> <p>理事長、理事等を含む幹部会議を原則週 1 回開催し、重要な意思決定や業務管理を行うなどにより、機動的かつ効率的な業務運営を図っている。</p> <p>・業務・システムの最適化について</p> <p>グループウェアによるスケジュール管理、施設管理、各種情報管理の充実化を図り、さらに、TV 会議システムを活用し、登戸・清瀬両地区の部長等が参画する会議を毎週開催するなど、システムの活用を図っている。</p> <p>・監事との連携について</p> <p>年 3 回開催する役員会議等の場で監事からの助言を受け、当該助言を業務改善に役立てている。</p> <p>・内部統制の充実・強化について</p> <p>理事長、理事等を含む幹部会議を週 1 回の頻度で開催するとともに(再掲)、研究企画調整部において調査研究の実施状況及び業績を一元的に把握する体制を取っている。</p> <p>・研究員の業績評価について</p> <p>研究員に対して、研究業績、対外貢献及び所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)に対する評価を行</p>	

		<p>ームの編成、業務責任者の任命等により、中期計画で指定されている業務を的確かつ効率的に遂行する。</p> <p>イ 調査研究管理の一元化 清瀬、登戸両地区の研究企画調整業務、労働災害調査分析業務及び国際情報・研究振興業務の一層の一元化を図る。</p> <p>ウ 人材の登用 人材活用等に関する方針(第6の1(1))に基づき、公募による資質の高い人材の採用に努める。また、研究員がその能力を十分に活かせるよう、研究員の能力開発及び研究環境の整備に努める。</p> <p>イ IT技術の進展等を踏まえ、決裁システムや文書の管理及び活用の電子化・データベース化による業務・システムのより一層の最適化を図る。</p>	<p>・電子化・データベース化により業務・システムの最適化を図っているか。</p>	<p>に基づく取組みを推進した。</p> <p>イ 調査研究管理の一元化 ・研究企画調整部を中心として、それぞれの地区において内部評価会議(臨時・秋・春)を開催するとともに、全研究課題を対象に統一的な基準に基づく内部評価を行った。また、プロジェクト研究10課題を対象として、外部評価会議を開催し、外部識者の視点からの評価を併せて行った。これらの評価結果を基に、研究計画の再精査や予算配分の見直しを行った。 ・清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価制度を引き続き活用して研究員の業績評価を行い、この結果を人事管理に反映させた。[再掲]</p> <p>ウ 人材の登用 ・研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い任期付き研究員の採用活動を行った。 ・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、平成27年度中に任期付研究員として3名採用した。</p> <p>エ 業務・システムの効率化等 ・業務の効率化及び情報伝達の円滑化を図る観点から、グループウェアの充実を図り、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を引き続き実施した。 ・業務の効率化を進めるため、TV会議システムを積極的に活用した。</p>	<p>れた評価項目等の業務運営を的確かつ効率的に進めるため、業務担当者を選任するとともに、幹部会議、役員会議、部長等会議の各種会議を通じて進行管理を行った。 ・業務改善については、各種会議で意見交換を行うとともに、メール等を用いて職員から提案を受け付けているほか、研究所のホームページに「国民の皆様の声募集」のバナーを設け、国民の意見を聴いている。 ・各種所内会議の場等での監事からの助言等を参考に業務の改善を行った。 ・各種会議のあり方の見直し並びに研究管理システムと各種会議における業務執行状況の把握・検証の徹底は、理事長のイニシアティブにより実施した。 ・外部評価委員会、事業者団体等との意見交換の場を通じて、調査研究業務の必要性及び成果の検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを行っている。 ・当研究所には、会計基準上の関係公益法人は存在しない。また、委託調査等の業務委託については、平成21年7月以降、総合評価方式による一般競争入札を導入し、契約</p>	<p>い、その結果を人事管理等に反映させている。 ・業務改善の取組について各種会議の意見交換や、職員からの提案(メールにより随時受付)、国民の皆様の声(研究所HPで随時受付)に基づき業務改善を進めている。 ・事務・事業の検証について外部評価委員会、事業者団体等との意見交換の場を通じて、調査研究業務の必要性及び成果の検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを行っている。 ・関連公益法人との関係の見直し等について会計基準上の関連公益法人はないが、調達に当たっては総合評価方式による一般競争入札を導入し、契約の透明性・競争性を確保している。 業務運営の効率化に伴う経費の節減については、運営費交付金のうち、一般管理費については、平成27年度までに平成22年度運営費交付金241,332千円と比較して15%削減することが中期目標となっているが、平成27年度は205,133千円と、平成22年度と比較して15%の削減になっており、目標を達成している。 また、業務経費については、平成27年度までに平成22年度運営費交付金688,622千円と比較して5%削減することが目標となっているが、平成27年度は653,954千円と、平成22年度と比較して5%の削減になっており、目標を達成している。 調達等合理化計画に基づく取組</p>
--	--	--	---	---	--	---

<p>ウ 監事との連携を一層強化し、監事による助言等が業務改善により効果的に結びつくような体制を構築する。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 調査研究業務の効率的な推進を図るため、内部及び外部の委員による研究評価を厳格に実施するとともに、研究企画調整部との緊密な連携の下に、研究グループ及び研究領域単位において、調査研究の適切な進捗管理を行う。</p> <p>イ 研究員の業績評価を厳正に行い、その結果を昇給・昇格等の人事管理に適切に反映するとともに、その後の研究課題の選定や担当する業務の改善に役立てる。</p>	<p>オ 監事との連携 定期の監事監査、監事による各種所内会議等への出席及び役員会議等により監事との連携の強化を図る。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 効率的な研究業務の推進 調査研究の進行状況を定期的かつ一元的に把握し、評価する研究管理システムを活用し、研究実施状況及びその評価結果を研究管理・業務運営に反映させることにより、調査研究業務の効率的な推進を図る。</p> <p>イ 研究員の業績評価 管理業務に係る業績評価基準の円滑な運用を図る等により、研究員の業績を一層適切かつ総合的に評価する。</p>	<p>・監事による助言等が業務改善に結びつくような体制となっているか。</p> <p>・内部統制を充実・強化し、調査研究の適切な進捗管理を行っているか。</p> <p>・研究員の業績評価を厳正に行っているか。</p>	<p>オ 監事との連携</p> <p>・各種所内会議の場等での監事からの助言等を参考に業務の改善に努めた。</p> <p>(2) 内部進行管理の充実</p> <p>ア 効率的な研究業務の推進</p> <p>・各研究グループにおける日常的な研究の進捗管理、内部・外部評価会議の開催による厳正な研究課題評価、研究討論会、情報交換会及び労働災害調査報告会等の各研究管理手法を組み合わせ、調査研究の質の維持・向上を図った。併せてこれらの進行状況を随時、幹部会議、部長等会議、役員会議等に報告し、検証することを徹底し、調査研究の的確な内部進行管理を行った。</p> <p>・調査研究の実施状況及び業績を研究企画調整部において一元的かつ定期的に把握し、研究予算の執行管理に活用するとともに、業務の弾力的な運営に反映させた。</p> <p>イ 研究員の業績評価</p> <p>・業績評価基準に部長等管理職に着目した評価項目を設け評価を行った。</p> <p>・研究員について引き続き、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)の観点からの個人業績評価を行った。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び役員による総合的な評価の仕組みの下で実施した。[再掲]</p> <p>なお、清瀬・登戸両地区における研究員の個人業績評価システムを引き続き活用した。また、評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員(3名)、研究業績優秀研究員(3名)及び若手総合業績優秀研究員(2名)を表彰し、研究員のモチベーションの維持・向上に役立てた。</p> <p>[再掲]</p> <p><主要な業務実績></p>	<p>の透明性・競争性を確保している。また、研究員が要求するすべての調達について、所属部長のほか、研究企画調整部の事前承認を得ることとし、必要性等を検証するとともに、内部審査を行う機関として公共調達審査会、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、契約の適正化を図った。</p> <p>・調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした、適切な調達手続きの実現に取り組んだ。</p> <p>・「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取組を進めた。</p> <p>・光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等の取組を行った。その結果、電気使用量は2.0%増加し、ガス使用量は5.0%増加したが、電気及びガス料金の値下げの影響により、平成27年度の光熱水料の合計は対平成26年度比で18.6%減の約8,038万円となった。なお、震災前の平成22年度と比較すると、電気使用量は19.3%減少し、ガス使用量は6.8%減少した。</p> <p>・電子決裁システムやテレビ</p>	<p>について、平成27年度の調達実績は、平成27年度の契約件数のうち競争性のある契約件数の割合が96%と、前年度(94%)から増加している。また、契約金額の割合についても98%と、前年度(94%)から増加している。</p> <p>全体の契約件数が前年の69件から102件へと増加している中、競争性のない随意契約の件数は前年の4件と同数となっており、調達等合理化計画に基づく取組がなされていると認められ、1者応札の状況についても、調達等合理化計画における評価指標「競争契約に占める一者応札件数割合：前年度(45%)以下」に対して、29%と大きく減少していることは、高く評価できる。</p> <p>調達に関するガバナンスの徹底については、調達等合理化検討会等へ報告し点検を受けた件数割合について100%を達成し、不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組については、内部チェックマニュアルを作成するとともに、平成28年2月16日に研修を実施している。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	---	---	--

<p>2 業務運営の効率化に伴う経費節減等 ア 運営費交付金を充当して行う事業については、さらなる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて15%程度の額、事業費（人件費を除く。）については前中期目標期間中の最終年度と比べて5%程度の額を削減すること。 イ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与と改定部分を除</p>	<p>2 業務運営の効率化に伴う経費削減 ア 省資源、省エネルギーを推進し経費節約に取り組むとともに、省エネルギー化等のための環境整備を進める。併せて、業務処理へのIT技術の活用等を適宜行い、更なる経費の節減を図る。 イ 業務運営の徹底した効率化を図ることにより、新規業務追加分を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（人件費を除く。）の中期計画予算については、平成22年度の運営費交付金と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。 ウ 常勤役職員の人件費（退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与と改定</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 省資源、省エネルギーの推進、省エネルギー化等のための環境整備、IT技術の活用等を適宜行い、経費の節減を図る。 イ 業務運営の徹底した効率化 中期計画に示された数値目標に基づく年度予算を作成し、業務運営を行う。 ウ 役職員の給与の見直し 国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与</p>	<p>・中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。（政独委・評価の視点事項8） ・業務改善の取組を適切に講じているか。（※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、業務改善提案箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等） ＜厳正に評価を行う事項31＞ ・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。 ＜厳正に評価を行う事項32＞ ・関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを行っているか。（※ 独立行政法人会計基準上の関係公益法人</p>	<p>(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減 ア 経費の節減 ・電気の使用量を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけ、明るい時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等の取組を行った。その結果、電気使用量は2.0%増加し、ガス使用量は5.0%増加したが、電気及びガス料金の値下げの影響により、平成27年度の光熱水料の合計は対平成26年度比で18.6%減の約8,038万円となった。なお、震災前の平成22年度と比較すると、電気使用量は19.3%減少し、ガス使用量は6.8%減少した。 ・グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 イ 業務運営の徹底した効率化 ・中期計画に示された数値目標に準じた年度予算を計画し、業務運営を行った。 ウ 役職員の給与の見直し ・国家公務員の給与制度に準拠し、適正な給与水準を維持した。 また、「国家公務員の退職手当の支給水準の引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に準じ、平成25年1月から退職手当の支給水準引下げ等を行い、さらに、平成25年10月及び平成26年7月において調整率</p>	<p>会議システムの活用促進により、業務処理の効率化や清瀬・登戸両地区間の移動時間、交通費等の削減を行い、時間的・経済的損失を縮減した。 ・一般競争入札による調達徹底、情報通信技術の活用による時間的・経済的損失の縮減や出張におけるバック旅行の利用を図る等経費節減対策を講じた。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成した。 ・電気料金の大幅な値上げ等があったが、平成27年度（決算額）の一般管理費（人件費を除く。）は19,039万円増（前年度比122.9%増）、業務経費（人件費を除く。）は対前年度比8,972万円増（前年度比13.4%増）となった。なお、光熱水料の使用量は対平成22年度比では減少している。 ・ラスパイレス指数は、研究職の対国家公務員（研究職）比較で92.5、事務・技術職の対国家公務員（行政職（一））比較で111.8となった。なお、人事院が算出するラスパイレス指数においては、基本給のみならず扶養手当、住居手当等の手当も算入されるので、これらの手当の支給状況により、事務・技術職において対国家公務員（行政職（一））比較</p>
---	--	--	--	---	--

<p>く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日)に基づき平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続すること。</p> <p>なお、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>併せて、研究所の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>部分を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 18 年度からの 5 年間で平成 17 年度を基準として 5%以上削減するとした人件費改革の取組を平成 23 年度まで継続する。また、平成 24 年度以降の総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>なお、常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の中期計画予算については、毎年度 1%以上の節減額を見込んだものとする。ただし、以下により雇用される者の人件費については、削減対象から除く。</p>	<p>の見直しを適宜行い、引き続き適正な給与水準を維持する。</p> <p>エ 計画的な職員の採用</p> <p>中期計画に基づき、総人件費抑制を踏まえつつ、計画的な職員採用の実施に努める。</p>	<p>に限らず、すでに批判をされていたり、国民から疑念を抱かれる可能性のある業務委託等について、1 当該業務委託等の必要性、2 独立行政法人自らが行わず他者に行わせる必要性、31 及び 2 の必要があるとして、他者との契約についてその競争性を高める方策等を検討し、見直しを図っているか等)</p> <p><厳正に評価を行う事項 33></p> <p>・法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。(政独委・評価の視点事項 9)</p>	<p>を下げ支給水準を引き下げた。平成 27 年度においては、引き下げた支給水準により退職手当を支給した。</p> <p>エ 計画的な職員の採用</p> <p>・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、平成 27 年度中に任期付研究員として 3 名採用した。</p>	<p>で 100 を上回っているものである。</p> <p>・国とは異なる、又は法人独自の諸手当はない。</p> <p>・「行政改革の重要方針」を踏まえた、平成 17 年度(基準年度)からの総人件費の削減について既に目標が達成されている。</p> <p>・当研究所には、常勤の国家公務員の再就職者はいない。</p> <p>・当研究所職員の人件費を、人件費以外の費目で支出している事実はない。</p> <p>・福利厚生費については、当法人は、独法化以前は国の附属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠している。法定外福利費についても、国の制度に準拠している。</p> <p>・貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページの内容を分</p>
---	---	---	---	---	--

		<p>・競争的研究資金又は受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員</p> <p>・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究員</p> <p>・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)</p> <p>さらに、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、平成21年度の対国家公務員指数が101.6であることを踏まえ、引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組</p>				<p>かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。3000kN垂直荷重試験機1件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は15万円となった。</p> <p>・実施されていない特許等保有の必要性の検討を5件について行った結果、引き続き権利を維持することとした。</p> <p>・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。</p> <p>これらを踏まえ B と評価した。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

ウ 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。
なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応すること。

み、今中期計画期間中に国家公務員の給与水準と同程度とするとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

エ 契約については、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施することとする。
なお、研究事業に係る調達については、政府における調達の適正化等の取組を踏まえ、適切に対応することとする。

オ 公共調達の適正化
契約の締結に当たって、透明性、競争性等の確保に努めるとともに、契約監視委員会等での契約の点検を実施する。

<主な定量的指標>

・中期目標期間中において、新規追加・拡充部分を除き、平成 22 年度運営交付金から一般管理費(退職手当を除く)について 15%、事業費(退職手当を除く)について 5%に相当する額を節減すること。
・常勤役職員の人件費(退職手当及び福利厚生費並びに人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について、毎年度 1%以上節減する。

<その他の指標>

<評価の視点>

・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備や運用がされているか。

(政独委・評価の視点事項 5(1))

・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。

(政独委・評価の視点

オ 「調達等合理化計画」に基づく取組

(1) 平成 27 年度の調達実績と分析

① 労働安全衛生総合研究所における平成 27 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 102 件、契約金額は 8.5 億円である。その内訳は、競争性のある契約は 98 件 (96%)、8.4 億円 (98%)、競争性のない契約は 4 件 (4%)、0.2 億円 (2%) となっている。

前年度と比較して、競争性のある契約は、件数 (51%)・金額 (39%) ともに増加している。件数の増加の要因は物品の購入の契約が 22 件から 38 件、役務に係る契約 (工事の契約を除く。) が 35 件から 45 件に増加したこと等であり、金額の増加の要因は工事の契約が 1.1 億円から 2.4 億円、物品の購入が 1.8 億円から 3.0 億円に増加したこと等である。

また競争性のない契約の契約金額の減少の要因は、ガスの調達 (0.3 億円) について、平成 27 年度から一般競争入札に移行したことである。

表 1 平成 27 年度の労働安全衛生総合研究所の調達全体像

(単位: 件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(94%) 65	(94%) 6.0	(96%) 98	(98%) 8.4	(51%) 33	(39%) 2.4
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約(小計)	(94%) 65	(94%) 6.0	(96%) 98	(98%) 8.4	(51%) 33	(39%) 2.4
競争性のない随意契約	(6%) 4	(6%) 0.4	(4%) 4	(2%) 0.2	(0%) 0	(△56%) △0.2
合計	(100%) 69	(100%) 6.4	(100%) 102	(100%) 8.5	(48%) 33	(33%) 2.1

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

② 労働安全衛生総合研究所における平成 27 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 28 件 (29%)、契約金額は 2.6 億円 (31%) である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は、物品の購入の契約件数が 12 件から 4 件に減少しているものの、工事

事項 5(1))

・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか(その後のフォローアップを含む。)。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。(政独委・評価の視点事項 5(2)を含む。)
 <厳正に評価を行う事項 23>

・契約の締結に当たって、透明性・競争性等が確保されているか。(政独委・評価の視点事項 5(3)を含む。)<厳正に評価を行う事項 22>

・省資源、省エネルギーを適切に推進し、経費を節減しているか。(光熱量の増減に関する特殊要因等の影響を明らかにした上で、評価する。)

・業務処理効率化の観点から業務処理への情報通信技術の活用、定型業務の外部委託化等の見直しを適切に行い、これらに関する経費を節減しているか。

・事業費における冗費を点検し、その削減を

関係の契約が0件から6件に増加していること等により1件の減少となっており、契約金額は、物品の購入が1.1億円から0.4億円に減少しているものの、工事の契約が1.5億円であったこと等により0.9億円の増加となった。

表2 平成27年度の労働安全衛生総合研究所の一者応札・応募状況
 (単位:件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	36 (55%)	70 (71%)	34 (94%)
	金額	4.4 (73%)	5.8 (69%)	1.4 (31%)
1者以下	件数	29 (45%)	28 (29%)	△1 (△3%)
	金額	1.6 (27%)	2.6 (31%)	0.9 (59%)
合計	件数	65 (100%)	98 (100%)	33 (51%)
	金額	6.0 (100%)	8.4 (100%)	2.4 (39%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、一般競争を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度対26年度伸率である。

(2) 重点的に取り組みを行った分野及びその効果

合理化計画においては、研究用機器関係について、それぞれの状況に即した調達改善及び事務処理の効率化に努めることとした。

① 研究用機器に関する調達

研究用機器の競争契約に関する調達について、多くの応札業者がより容易に応札準備ができるよう、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、適正な調達を目指した。

i) 物品の購入にあつては、仕様と併せ原則2機種以上の製品候補を記載(特定の製品を調達する必要がある案件を除く。)

ii) 2機種以上の製品候補を選定できない特段の理由がある場合には、書面で明らかにした上で、調達等合理化検討会(又は総括責任者)の了解を得て調達を行う。

② 効果

平成27年度に一般競争入札により調達を行った物品の購入については、表3のようになっており、契約件数は38件、契約金額は3.0億円であったが、このうち一者応札の件数は4件(11%)、契約金額は0.4億円(13%)であった。上記(1)の取組みにより、前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数について-8件(-67%)、契約金額については-0.7億円(-64%)の減となった。

図っているか。＜厳正に評価を行う事項 21＞

- ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標期間中における支出総額が中期目標の目標数値を達成しているか。
- ・経年比較により削減状況(例えば総額・経費ごと)が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果を明らかにしているか。(取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向けての法人の取組を促すという視点をもって評価する。(政独委・評価の視点4(2))
- ・給与水準が適正に設定されているか(特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合には、その適切性を厳格に検証しているか。)

(政独委・評価の視点4(1))＜厳正に評価を行う事項 11＞

- ・国とは異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。＜厳正に評価を行う事項 13

表3 平成 27 年度の労働安全衛生総合研究所の物品の購入に係る一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	比較増△減
2 者以上	件数	1 0 (45%)	3 4 (89%)	2 4 (340%)
	金額	0. 7 (41%)	2. 6 (87%)	1. 8 (371%)
1 者以下	件数	1 2 (55%)	4 (11%)	△ 8 (△67%)
	金額	1. 1 (59%)	0. 4 (13%)	△ 0. 7 (△54%)
合計	件数	2 2 (100%)	3 8 (100%)	3 3 (51%)
	金額	1. 8 (100%)	3. 0 (100%)	2. 4 (39%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 合計欄は、一般競争を行った計数である。
(注3) 比較増△減の() 書きは、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

③ 目標の達成状況

重点的に取り組みを行った分野については、競争契約に占める一者応札の契約件数割合を前年度以下(45%以下)とすることとしていたが、上記(2)のとおり物品の購入に係る契約件数が前年度から大きく増える中で、物品の契約件数に占める一者応札の割合は11%となっており目標を達成した。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

合理化計画における、下記事項に係る取組状況は以下のとおりであった。

① 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された調達等合理化検討会(又は総括責任者)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとした。平成 2 7 年度は自由競争入札において 2 者の応札があったものの、予定価格を超過し、再度入札でも不調となったパソコンの購入及び導入に係る調達について、随意契約によることができる事由に該当することから検討を実施した結果、再度公告入札により競争性を担保しつつ調達が可能と判断され、随意契約ではなく再度公告入札により契約することとなったもの等 2 件であった。(点検件数割合 100%)。

② 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

調達等合理化検討会において、調達に関する内部チェックマニュアルを作成するとともに、調達担当職員を対象とした研修を実施することとされていたことから、別添マニュアルを作成するとともに、平成 2 8 年 2 月 1 6 日に研修を実施し、併せてマニュアルの内容について逸脱が無

<p>エ 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うこと。また、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。</p> <p>特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図ること。</p>	<p>オ 業務の円滑な実施を図るため、既存の研究スペース及び保有資産を有効活用するとともに、資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講ずる。</p> <p>また、特許権については、特許権の登録から一定の年月が経過し、特許権の実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものについては、当該特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるなど、登録・保有コストの削減を図るとともに、併せて上記第1</p>	<p>カ 保有資産 施設・設備の効率的な利用方法を適宜検討し、改善を図る。また、不要資産であることが確認されたものについては、国への返納等必要な措置を講ずる。</p> <p>また、特許権については、特許権の維持費用、実施の見込みなどを考慮して、特許権の維持の是非について検討し、必要な措置を講ずるとともに、企業との共同開発による共有特許の推進等を通じて特許収入の増加を図る。</p>	<p>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費改革は進んでいるか。 <p><厳正に評価を行う事項 12></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員の再就職のポストの見直しを行っているか。特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 <p><厳正に評価を行う事項 15></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを行っているか。 <p><厳正に評価を行う事項 16></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は、適正であるか。 <p>(政独委・評価の視点 事項 4(3))<厳正に評価を行う事項 14 を含む></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を保有することの必要性について、不断の見直しを行い、不要資産については、国への返納等必要な措置を講じているか。 	<p>いかチェックを行った。</p> <p>(4) 今後の対応方針について</p> <p>「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成 27 年法律第 17 号）」により、独立行政法人労働安全衛生総合研究所は平成 28 年 4 月 1 日より独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）となったことから、今後は機構の定める調達等合理化計画の内容に基づき調達の合理化等に取り組んでいくこととしたい。</p> <p>カ 保有資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページの内容を分かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。3000kN 垂直荷重試験機 1 件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は 15 万円となった。 ・保有特許の活用促進を図るため、登録特許について、開放特許情報データベース、研究所ホームページに名称、概要等を公表した。 	
--	--	---	--	---	--

	の 4(5)の取組等により、特許収入の拡大を図る。		(政独委・評価の視点事項 3(1)と同様) ・特許権の保有の必要性の検討を行い、特許権の登録・保有コストの削減を図るとともに、特許収入の拡大を図っているか。(政独委・評価の視点事項 3(1)と同様)			
--	---------------------------	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3	運営費交付金以外の収入の拡大及び経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間中平均値）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
競争的研究資金の導入件数	—	27件	27件 （代表18件）	35件 （代表22件）	42件 （代表29件）	37件 （代表28件）	34件 （代表26件）	
同金額	—	7,828万円	4,034万円	3,335万円	4,476万円	4,098万円	5,114万円	
研究資金における外部研究資金の割合	1/3以上	1/3以上	10,340万円 21.0%	10,401万円 18.6%	10,975万円 18.7%	8,709万円 14.4%	17,437万円 23.0%	
受託研究件数	—	10件	9件	6件	12件	8件	9件	
受託研究金額	—	9,913万円	6,306万円	7,066万円	6,499万円	4,611万円	12,323万円	
施設貸与料	—	54万円(3.4件)	175万円(7件)	116万円(6件)	111万円(3件)	124万円(5件)	15万円(1件)	
著作権料	—	49万円(3件)	87万円(6件)	83万円(5件)	12万円(4件)	42万円(2件)	90万円(7件)	
特許実施料	—	31万円(1.8件)	13万円(1件)	19万円(1件)	18万円(1件)	34万円(1件)	46万円(1件)	
合計	—	134万円	275万円	218万円	141万円	200万円	151万円	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29 条第2 項第4 号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の拡大</p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究資金の3 分の1 以上を外部研究資金によって獲得するよう努めること。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の拡大</p> <p>競争的研究資金を含む外部研究資金の獲得額の向上に向け、研究員が競争的研究資金に応募を積極的に行うとともに、役員自らが業界団体や企業等に働きかけるなど、研究資金の3 分の1 以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大に努める。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <p>競争的研究資金について組織的な情報収集及び検討を行い、積極的に応募することにより、前年度を上回る競争的資金の獲得を目指す。</p> <p>公益団体、業界団体等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、調査研究に係る役務の調達情報の把握に努め、対応可能なものについては、積極的に公募する。</p> <p>(2) 自己収入の確保</p> <p>ホームページへの掲載やメールマ</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 研究資金の3 分の1 以上を外部研究資金によって獲得するよう努める。 <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金、受託研究等の獲得に向けた取り組みを行うことにより、自己収入の確保が行われているか。 (政独委・評価の視点事項2(1)と同様) 研究施設・設備の有償貸与、成果物の有償頒布等についての取り組みを行うことにより、自己収入の確保に努めているか。 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析は行われているか。当該要因は法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等がある 	<p><主要な業務実績></p> <p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>(1) 競争的研究資金、受託研究の獲得</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金及び日本学術振興会科学研究費補助金等34 件(うち研究代表者26 件)5,114 万円の競争的研究資金を獲得した。 役員による公益団体、業界団体、企業等への訪問を実施した。 受託研究については、国から6 件、民間機関から3 件の合計9 件で12,323 万円を獲得した。 受託研究のうち1 件は、経済産業省からの大型受託研究「ロボット介護機器開発・導入促進に係る安全基準の策定」(3,889 万円)である。 <p>(2) 自己収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸与可能研究施設・設備リストを見直し、施設・設備の減価償却等に伴う貸与料の適正化を図るとともに、利用者の目的施設の把握を容易にするために類似施設のグルーピングを行った。また、施設・設備の有償貸与の促進を図るためホームページの内容を分かり易くするとともにチラシを作成するなど、周知を図った。3000kN 垂直荷重試験機1 件の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部研究資金の獲得については、公益団体、業界団体、企業等に対し、役員自らが受託研究の実施等を働きかけるとともに、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取組を行った。 貸与対象の施設・設備についてはホームページ等を通じて積極的に広報した。この結果、1 の施設・設備について有償貸与し、有償貸与金額は15 万円となった。 施設及び機器の貸与料、著作権料のほか、講師謝金、委員会出席謝金等による収入及び運営費交付金の収益化により、当期総利益は37,843 万円となった。法人の業務運営等に問題等はない。 利益剰余金は46,323 万円であり、過大な利益とはなっていない。 <p>研究資金の3 分の1 以上を外部研究資金によって獲得するとの目標を達成するには至っていないが、本研究における研究成果が企業の利益に直結する性質のものでなく、企業・業界団体からの資金獲得は困難なこと等から、難易度の高いものとなっている。また、著作権料等の自己収入の確保に努め、これらについては、前中期目標期間の実績をおおむね上回っている。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金の導入状況については、件数は前年度と比較して減少しているが、基準値の12.6%となっている。また、金額は前年度より12.5%増加しており、一定の評価はできる。 受託研究については、前年度と比較して件数、金額ともに増加しており、金額については前年度より26.7%と大きく増加しているとともに、今後、重要性が増すと考えられる「ロボット介護機器の開発・導入促進に係る安全基準の策定」の受託研究は、前々年度及び前年度に引き続き受託しており、政府方針であるロボット新戦略の推進に呼応するものとして評価できる。 また、競争的研究資金及び受託研究の獲得に向け、役員自ら公益団体等における講演、研究発表、総会等の場を活用して積極的に働きかけたことは評価できる。 一方、研究資金における外部研究資金の割合は、中期目標期間中で最も高い実績(23.0%)となったが、達成目標(1/3以上)の6.9%であった。労働安全衛生分野の研究については、生産技術の研究と異なり、企業収益に直結するものではないことから、企業や業界団体から提案される研究機会が少なく、国等の資金獲得が中心となってしまうことは、評価に当たって配慮が必要と考える。 経費の節減を見込んだ予算による業務運営については、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行ったが、決算額は予算額に対して23,161万円の増となり、執行率は112.4%となった。項目別の執行率は、人件費は99.5%、一般管理費は168.3%、業務経費は115.8%で、執行率が増加した理由は、一般管理費については、外壁補修工事等で、研究

<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p>	<p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>予算、収支計画及び資金計画</p> <p>予算については、別紙1のとおり。</p> <p>収支計画については、別紙2のとおり。</p> <p>資金計画については、別紙3のとおり。</p>	<p>ガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等により、外部貸与対象施設・機器の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化等を一層進める。</p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算については、別紙3のとおり。</p> <p>(2) 収支計画については、別紙4のとおり。</p> <p>(3) 資金計画については、別紙5のとおり。</p>	<p>ことが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>1 億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。</p> <p>(政独委・評価の視点事項2(1))</p> <p>・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。</p> <p>(政独委・評価の視点事項2(2))</p> <p><主な定量的指標></p> <p>・中期目標期間中において、新規業務追加部分を除き、平成22年度運営費交付金から一般管理費(人件費を除く)について、15%、事業費(人件費を除く)について5%に相当する額を節減すること。</p> <p>・常勤役職員の人件費(退職金手当及び福利厚生費及び人事院勧告を踏まえた給与改</p>	<p>は15万円となった。</p> <p>・また、大学等の研究機関や民間企業との間で共同研究(プロジェクト研究等の重点研究課題及び研究職員が研究代表者である科学研究費補助金により実施する研究課題に限る。)により施設の共同利用を進めた。</p> <p>・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の合計額は総額46万円となった。</p> <p><添付資料10 外部研究資金の導入></p> <p><主要な業務実績></p> <p>2 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>・平成27年度の予算、収支計画及び資金計画は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>予算の執行に際しては、業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。</p> <p>・経費削減の達成度については、決算額は予算額に対して23,801万円の増となり、執行率は112.4%となった。項目別では、人件費(退職手当を除く。)は99.5%、一般管理費は168.3%、業務経費は115.8%の執行率となった。</p>	<p>への影響をさけるために必要な緊急性を要する修繕工事等を行ったこと、業務経費については、日本年金機構の情報漏洩事案を契機とした情報セキュリティ対策の強化等のために要した経費の増であり、これらは、予算の当初計画時には想定していなかった突発的な事項であり、合理的な理由が認められる。</p> <p>なお、予算額を超過した費用の財源は、第二期中期目標期間内の運営費交付金債務を充てている。</p> <p>以上を踏まえ、達成目標は未達成であったが、27年度の実績が昨年度から大きく伸び、当中期目標期間中で最も高い実績であったことから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>・達成目標である研究資金における外部研究資金の割合3分の1以上について、すごく難しい目標だと思うが、未達は未達なので、そういう評価をすべき。</p> <p>・(他の項目において)目標設定が低すぎるという指摘をしていることを考慮すると、外部研究資金の割合についての目標について、基準値が高すぎたため、実績が低くなったという、同じことの論理をもって、ここはBでも仕方ないとは思いますが、問題はあろうと思う。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p> <p>・中期計画に基づく予算を作成し、人件費については当該予算の範囲内で執行したが、一般管理費及び業務経費については予算を超過した。</p> <p>・一般管理費及び業務経費の計画と実績の差異は、一般管理費は火災報知設備更新や外壁補修工事等施設維持に必要な緊急性の高い修繕工事等を行ったこと、業務経費は故障した研究設備の代替機購入や日本年金機構の情報漏洩事案を契機とした情報セキュリティ対策の強化対応によるものである。</p> <p>・運営費交付金債務は、経費節減等により生じたものであり、合理的な理由に基づくものである。</p> <p>・運営費交付金債務は年度末に全額収益化し、積立金に振り替えている。</p>	<p>への影響をさけるために必要な緊急性を要する修繕工事等を行ったこと、業務経費については、日本年金機構の情報漏洩事案を契機とした情報セキュリティ対策の強化等のために要した経費の増であり、これらは、予算の当初計画時には想定していなかった突発的な事項であり、合理的な理由が認められる。</p> <p>なお、予算額を超過した費用の財源は、第二期中期目標期間内の運営費交付金債務を充てている。</p> <p>以上を踏まえ、達成目標は未達成であったが、27年度の実績が昨年度から大きく伸び、当中期目標期間中で最も高い実績であったことから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>・達成目標である研究資金における外部研究資金の割合3分の1以上について、すごく難しい目標だと思うが、未達は未達なので、そういう評価をすべき。</p> <p>・(他の項目において)目標設定が低すぎるという指摘をしていることを考慮すると、外部研究資金の割合についての目標について、基準値が高すぎたため、実績が低くなったという、同じことの論理をもって、ここはBでも仕方ないとは思いますが、問題はあろうと思う。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	--	---	--	---	---	---

	<p>第4 短期借入金の限度額 (1) 限度額 290 百万円 (2) 想定される理由 ア 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な業務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 290 百万円 2 想定される理由 (1) 運営費交付金の受け入れの遅延等による資金の不足に対応するため。 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給、重大な公務災害等の発生に伴う補償金の支払い等、偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 剰余金の使途 1 研究用機器等を充実させるための整備 2 広報や研究成果</p>	<p>定分を除く。)について、毎年度1%以上削減する。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> ・経費削減の達成度ほどのくらいか。 ・運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。 ・予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由は明らかになっており、合理的なものであるか。 ・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。 (政・独委・評価の視点事項2(3)を含む)</p>		<p>当所積立金(振替額) 404,140 千円</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応> なし。</p>	
--	---	--	---	--	---	--

	発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備	発表等の充実 3 職員の資質向上のための研修、研究交流への参加 4 職場環境の快適さを向上させるための整備				
--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4	人事、施設及び設備に関する事項並びに公正で適切な業務運営に向けた取組		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報） 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報
年度末の常勤職員数	104名	104名	96名	101名	99名	99名	101名	
任期付研究員応募者数	—	27人	63名	11名	76名	13名	10名	
採用者数（内定）	—	4名	5名	3名	5名	1名	3名	
倫理審査委員会審査件数	—	23件	30件	33件	23件	25件	45件	
うち承認	—	9件	13件	6件	7件	7件	15件	
うち条件付き承認	—	10件	12件	21件	7件	12件	26件	
うち変更勧告	—	5件	3件	2件	5件	6件	1件	
うち不承認	—	2件	0件	0件	4件	0件	3件	
うち該当せず	—	0件	2件	4件	0件	0件	0件	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>ア 職員の専門性を高めるために適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績を考慮した人事評価を適切に実施すること。</p> <p>また、このような措置により職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>イ 研究員の流動化で活性化された研究環境を実現するため、研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>任期の定めのない研究員の採用にあたっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 資質の高い人材を幅広く登用するため、研究員の採用に当たっては、原則として、公募による任期付採用を行い、採用後一定期間経過後に、研究業績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ 研修の実施や研究発表等の奨励により、若手研究員の資質向上に努めるとともに、女</p>	<p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 中期計画に基づく人件費削減の取組状況を踏まえつつ、研究ニーズの優先度が高い分野から新規研究員を採用する。採用に当たっては、公募による3年間の任期付き採用を原則とする。</p> <p>3年間の任期が満了する任期付き研究員のうち研究所で引き続きの勤務を希望するものを対象として、任期を付さない研究員として採用審査を行う。</p> <p>イ 新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに、新たに採用した若手研究員及び</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・年度末の常勤職員数の見込み 104人</p> <p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <p>・人事に関する計画は、資質の高い人材を幅広く登用するための公募による選考採用等及び業務運営の効率化等の推進のための方針として策定され、実施されているか。</p> <p>・若手研究員の資質向上に努めるとともに、女性研究員等が能力を十分に発揮できる研究環境を整備しているか</p> <p>・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由は明らかになっており、合理的なものであるか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>第6 その他業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>ア 研究員の採用</p> <p>・新規研究員の採用に際しては、全て公募を行い、平成27年度中に任期付研究員として3名採用した。[再掲]</p> <p>・任期を付さない研究職員として、平成27年度中に3名を採用した。(研究員は原則、3年間の任期付研究員として採用し、3年後、それまでの研究成果等を評価した上で、任期を付さない研究職員として採用する。)</p> <p>イ 若手研究員等の資質向上と環境整備</p> <p>・新規採用者研修、研究討論会等を実施するとともに新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして付けて研究活動を支援した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・資質の高い人材を採用するため、公募情報を広く周知し若手任期付研究員の採用を実施した。</p> <p>・専門型裁量労働制に関する協定を定め、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図ることにより、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。</p> <p>・人件費の実績額は、予算額を572万円下回った。</p> <p>・平成27年度は2名の研究員をカナダ、アメリカの研究機関に派遣した。</p>	<p>評定 B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>・研究員の採用に関しては、平成27年度中は任期付研究員を公募による選考採用により実施しており、新規採用研究員に対しては、初任研修の段階で、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的として設立、運営される労働安全衛生総合研究所の研究員に期待される役割を理解させるよう配慮している。また、新規採用研究員のうち若手の者については、中堅研究員をチューターに任命し、研究活動に必要な事項全般について指導させ、さらに、フレックスタイム制に関する協定に基づき柔軟な勤務時間体系の運用を図ることで、女性研究員等が能力を十分に発揮できるよう、育児と仕事の両立ができる環境整備に努めている。</p> <p>・施設・設備の設置、改修については、平成23年度(第1期)から平成27年度(第5期)までの計画を策定し、この計画どおりに実施しており、平成27年度はこの計画どおり登戸地区の恒温恒湿実験室の改修等を行っている。</p> <p>・情報公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)に加え、調達関係情報、特許情報、施設利用規程等もホームページで公表している。また、独立行政法人情報公開・個人情報保護連絡会議に職員を派遣するなど、情報公開が適切に行われるよう配慮している。</p> <p>・個人情報保護については、個人情報保護規程に基づき個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、個人情報等を含む機密性の高い情報については、グループウェア内で特定業務に従事する職員のみがアクセスできるフォルダーを整備し、同フォルダー内の情報処理</p>

	<p>性研究員等がその能力を十分に発揮できる研究環境の整備に努める。</p>	<p>外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。</p> <p>また、平成 24 年度中に策定した一般事業主行動計画に取り組み、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努める。</p>	<p>(2) 常勤職員の数 期末の常勤職員数は、期初の 100% を上限とする。 (参考 1) 常勤職員数 期初の常勤職員数 104 人 期末の常勤職員数 104 人(上限) (参考 2) 中期目標期間中の 人件費総額 中期目標期間中の 総人件費改革対象の 常勤役職員の 人件費総額見込み 4,191 百万円 なお、総人件費</p>	<p>外国人研究員に対して研究遂行上の助言を行うチューターを配置すること等により、若手研究員等の自立と資質向上を促進する。</p> <p>また、平成 24 年度中に策定した一般事業主行動計画に取り組み、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努める。</p> <p>(2) 人員の指標 当年度初の常勤職員数 102 名 当年度末の常勤職員数の見込み 104 名</p> <p>(3) 人件費総額の 見込み 当年度中の総人件費改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付き研究員の 人件費総額見込みとの合計額は、944 百万円である(受託業務等の獲得状況により増減があ</p>	<p>・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ることにより、育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。</p> <p>・専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、さらに育児と仕事の両立ができるような環境整備に努めた。</p> <p>ウ 研究職員の海外派遣制度の活用</p> <p>・研究職員の資質・能力の向上等を図るため、研究職員を外国の大学若しくは試験研究機関等に派遣する制度について検討し、平成 27 年 1 月に在外研究員派遣規程を制定し、研究職員の海外派遣制度を導入した。</p> <p>(2) 人員の指標 ・年度当初の常勤職員数は 98 名であり、年度末の常勤職員数は 101 名となった。</p> <p>(3) 人件費総額見込み ・平成 27 年度における人件費の総額は 9 億 1,618 万円で、平成 27 年度計画における当年度中の人件費総額見込み(9 億 3,542 万円)と比べて 1,923 万円の節減となった。</p>	<p>を徹底するようにしている。</p> <p>・公的研究費の不正使用防止については、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」等に基づき取り組んでおり、さらなる取り組みのため、平成27年4月には研究倫理綱領、研究倫理審査委員会規程及び利益相反審査管理委員会規程を改正し、研究倫理審査委員会において45件と、基準値(23件)の2倍近くの件数の研究計画を審査しており、評価できる。また、科学研究費による研究課題(37件)について内部監査を行い、不正防止のけん制を図っている。</p> <p>・セキュリティの確保については、全職員に対する情報セキュリティ強化についての説明、情報の物理的遮断措置(情報を情報系と業務系に分離)を講じており、また、新規採用職員に対し、情報セキュリティを含む研修を実施し、遵守の徹底を図っており、所要の措置を講じていると認められる。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められることから、評定をBとした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	---	---	--	---	--

<p>2 施設及び設備に関する事項</p> <p>業務の円滑な実施を図るため、施設及び設備の整備について適切な措置を講じること。</p> <p>なお、上記第2の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、施設及び設備の集約化を進めること。</p>	<p>改革対象の常勤役職員の人件費総額見込みと総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究員の人件費総額見込みとの合計額は、4,763百万円である。</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額に含まれない。</p> <p>2 施設及び設備に関する事項</p> <p>調査研究業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、既存の施設・設備について、耐用年数、用途、使用頻度、使用環境等を勘案し、計画的な更新、整備を進める。</p> <p>なお、上記第1の6の検討により業務を実施する場合には、業務運営の効率化等の観点から、研究拠点が分散しないよう、</p>	<p>り得る。)</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p> <p>また、新規業務追加分に係る人件費については上記の額には含まれない。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>墜落・転倒・飛来落下防止施設改修、実験室フード改修、機器分析室改修を実施する。</p> <p>(参考) (省略)</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めているか。 <p><主な定量的指標></p> <p>倫理審査会審査件数等</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度計画どおり、清瀬地区の照明改修及び登戸地区の恒温恒湿実験室改修、被験者実験室改修、病理実験室改修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備の耐用年数、用途、使用頻度等を勘案して、計画的に更新・整備を進めた。
--	--	--	---	--	---

<p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開、個人情報等の保護、公的研究費の不正使用防止等、関係法令の順守を徹底するとともに、研究倫理の確保等高い倫理観をもって公正で的確な業務の運営を行うこと。</p>	<p>施設及び設備の集約化を進める。</p> <p>3 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>(1) 関係法令の順守等</p> <p>研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。また、公的研究費の不正使用防止対策の実施等、研究者が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>3 公正で的確な業務の運営</p> <p>(1) 関係法令の遵守等</p> <p>ア 法令に則って情報の公開を図り、情報管理システムを維持する。</p> <p>イ 競争的資金に係る内部監査を実施する等の公的研究費の不正使用防止対策を的確に推進する。また、研究の公平性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)について、適正な管理を実施する。</p> <p>ウ 国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うよう研究倫理委員会を開催し、必要な審査・措置等を実施する。</p> <p>エ 独立行政法人通則法、個別法、就業規則、その他の各種規則の遵守状況の把握に努める。</p>	<p><その他の指標></p> <p>なし。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開、個人情報保護、公的研究費の不正使用防止等に関する関連法令を遵守するための体制及び仕組みを整備し、運用しているか。 ・国の定めた研究倫理指針等に則って研究活動を行うための研究倫理委員会を設置し、必要な審査・措置等を実施しているか。 ・そのほか独立行政法人通則法が定める業務の公共性と自立性、法人の業務範囲、役員の職務と権限、職員の服務基準等に則った業務運営がなされているか。 ・内部統制(業務の有効性及び効率性、財務 	<p><主要な業務実績></p> <p>3 公正で的確な業務の運営</p> <p>(1) 関係法令の遵守等</p> <p>ア 研究不正の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)が制定され、また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が同年2月18日に改正されたことを受け、研究不正防止ワーキンググループを設置し、これらのガイドラインを踏まえた管理体制等について検討を行い、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を策定するとともに、「科研費補助金等取扱規程」の改正を行った。平成27年度も、当該規定等に基づき研究不正の防止に取り組んだ。 ・平成26年12月22日付けで文科科学省及び厚生労働省で策定された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、研究倫理綱領、研究倫理審査委員会規程及び利益相反審査・管理委員会規程の改正に向けて検討を行った。 ・以上の結果を基に、平成27年4月に研究倫理綱領、研究倫理審査委員会規程及び利益相反審査管理委員会規程の改正を行った。平成27年度は新しい倫理指針が策定され、研究倫理審査委員会における審査案件が増えたため、委員会を従来の年2回から年3回に増やした。 イ 保有個人情報保護規程の改正 <p>個人情報保護の強化のため、保有個人情報管理規程の改正を行い、その周知を図った。平成27年度も、当該規定等に基づき保有個人情報の保護に引き続き取り組んだ。</p> <p>ウ 情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理規程に基づき、引き続き、個人情報保護管理者及び保護担当者を選任し、研究所が保有する個人情報の適切な利用及び保護を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を策定するとともに、「科研費補助金等取扱規程」の改正を行い、周知を図った。 ・研究倫理審査委員会において、厳正な審査を行うとともに、必要な措置の徹底を図った。 ・全役職員が知っておくべき関連規程等の情報については、グループウェア内で情報の共有化を図るとともに、個人情報等を含む機密性の高い情報については、グループウェア内で特定業務に従事する職員のみがアクセスできるフォルダーを整備し、基本的に同フォルダー内での情報処理を行っている。 ・内部統制の確立及び情報伝達の円滑化を図る観点から、各種会議の在り方を見直し、研究所における日常的な意思決定の迅速化や業務の進行管理及びその検証の効果的な実施を図った。 また、内部審査を行う機関として公共調達審査会を設置し、契約に係る審査を実施するとともに、外部審査を行う機関として契約監視委員会を設置し、更なる適正化を図っている。さらに、会計監査人による監査を厳正に実施している。 ・厚生労働省の指示に基づき、情報セキュリティ対策の強化について、全職員に説明し、さらに情報の物理的な遮断措置(情報を情報系と業務系に分離)を講じた。 <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><課題と対応></p> <p>なし。</p>
---	--	--	--	--	---

				<p>報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等)に係る取組について適切に取り組んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人情報公開・個人情報担当連絡会議」に職員を派遣し、その後に会議に参加した職員による伝達等を実施した。 ・平成 27 年度における情報公開開示請求は 0 件であった。 ・情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ確かな業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等も研究所のホームページ上で積極的に公開した。 エ 競争的資金に係る内部監査等 <ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金取扱規程に基づき、科学研究費研究課題 37 件に対する内部監査を実施した。 オ 研究倫理審査 <ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理審査委員会規程に基づき、学識経験者、一般の立場を代表する者等の外部委員 6 名及び内部委員 10 名からなる研究倫理審査委員会を 3 回開催し、45 件の研究計画について厳正な審査を行った。審査の結果、変更勧告となった 1 件については、研究実施に先立ち、研究計画の修正を行わせた。同委員会の議事要旨を、研究所ホームページで公開した。 ・利益相反審査・管理委員会規程に基づき、研究倫理審査委員会において科学研究費及び厚労科研費などの外部資金による研究について審査を実施した。 ・動物実験委員会規程に基づき、動物実験委員会を開催し、4 件の新規動物実験計画と 3 件の計画変更届について審査を行った。審査の結果、新規 4 件と変更 3 件の全申請が承認された。前年度(平成 26 年度)の自己点検・評価を行い、その結果をホームページ上で公開した。また、例年どおり、動物実験関係者に対する教育訓練を実施した。 カ 遵守状況等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の確立及び研究所内における情報伝達の円滑化を図る観点から、研究所の重要な意思決定に関する議論や業務の進捗管理を行う場として理事長・理事・総務部長・研究 		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>(2) セキュリティの確保</p> <p>個人及び法人等の情報保護を徹底するため、事務室等のセキュリティを確保するとともに、「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>(2) セキュリティの確保</p> <p>「第2次情報セキュリティ基本計画」等の政府の方針及びセキュリティ対策技術の進展等を踏まえ、漸次、情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保する。</p>	<p>(2) セキュリティの確保</p> <p>情報セキュリティポリシー及び同管理規程に基づく情報セキュリティ対策基準の充実を図るとともに、情報セキュリティ対策委員会における調査審議を踏まえ、同対策を適切に推進する。</p>	<p>・情報セキュリティ対策基準等の整備及び改善を図り、情報セキュリティを確保しているか。</p>	<p>企画調整部長等を構成員とする「幹部会議」を原則として週1回、業務執行状況の報告及び検証を行う場として監事を含めた全役員及び3研究領域長等が出席する「役員会議」を年3回、それぞれ開催した。また、TV会議システムを活用し両地区合同の部長等会議を原則として週1回開催した。</p> <p>(2) セキュリティの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の指示に基づき、全職員に対して、情報セキュリティ対策の強化について、説明を行った。 ・厚生労働省の指示に基づき、情報の物理的な遮断措置（情報を情報系と業務系に分離）を講じた。 ・新規採用職員に対しては、情報セキュリティを含む研修を実施し、遵守の徹底を図った。 		
--	---	--	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

--